

厚岸町議会 第1回定例会

平成30年3月8日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成30年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、音喜多議員、8番、南谷議員を指名いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第2、議案第10号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算、議案第11号 平成29年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第12号 平成29年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第13号 平成29年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第14号 平成29年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第15号 平成29年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第16号 平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第17号 平成29年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第18号 平成29年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） おはようございます。ただいま上程いただきました、議案第10号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第16号 平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。
はじめに、議案第10号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）の提案理由をご説明申し上げます。
議案書の1ページであります。
平成29年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）。
平成29年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,462万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,479万9,000円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 5 ページにわたりますが、第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では17款32項、歳出では11款28項にわたって、それぞれ 3 億8,462万3,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

12ページをお開きください。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 節現年課税分3,273万7,000円の増。2 節滞納繰越分187万9,000円の増。

2 目法人、1 節現年課税分1,693万9,000円の増。2 節滞納繰越分20万5,000円の増。

2 項 1 目固定資産税、1 節現年課税分500万4,000円の増。2 節滞納繰越分49万円の増。

3 項 1 目軽自動車税、1 節現年課税分90万2,000円の増。2 節滞納繰越分 5 万6,000円の増。

4 項 1 目たばこ税、1 節現年課税分177万6,000円の減。

5 項 1 目特別土地保有税、2 節滞納繰越分21万5,000円の増。

6 項 1 目都市計画税、2 節滞納繰越分 5 万円の減。町税全体では5,660万1,000円の増であり、それぞれ12月までの調定及び徴収実績をもとに推計した見込額の計上でありませぬ。

2 款地方譲与税、2 項 1 目 1 節自動車重量譲与税699万5,000円の増。

3 款 1 項 1 目 1 節自主割交付金103万3,000円の増。

4 款 1 項 1 目 1 節配当割交付金106万9,000円の減。

5 款 1 項 1 目 1 節株式等譲渡所得割交付金152万7,000円の減。

6 款 1 項 1 目 1 節地方消費税交付金2,360万6,000円の増。

8 款 1 項 1 目 1 節自動車所得税交付金773万円の増。それぞれ12月交付分までの実績によるほか、交付見込みによる増減であります。

11款 1 項 1 目 1 節地方交付税 2 億4,416万2,000円の増。

普通交付税、本年度確定額37億49万6,000円、全額の計上であります。

13款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金 6 万6,000円の減。

2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金、次ページにわたり14万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目農林水産業費負担金、1 節農業費負担金1,090万8,000円の減。事業費確定による減であります。

14款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料11万3,000円の増。

2 目衛生使用料、1 節社会福祉使用料、補正額ゼロ。2 節児童福祉使用料76万1,000円の減。

3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料11万4,000円の減。2 節環境政策使用料11万円の増。

4 目農林水産業使用料、1 節農業使用料746万7,000円の減。

2 節林業使用料 4 万9,000円の減。3 節水産業使用料 1 万5,000円の増。

6目土木使用料、1節道路橋梁使用料1万6,000円の増。2節河川使用料1万1,000円の増。3節住宅使用料11万8,000円の減。

7目教育使用料、3節社会教育使用料1万7,000円の減。4節保健体育使用料19万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務管理手数料7,000円の減。2節徴税手数料6万円の増。3節戸籍住民登録手数料15万1,000円の減。

3目衛生手数料、1節保健衛生手数料4万8,000円の増。次ページ、2節環境政策手数料6万円の増。

4目農林水産業手数料、1節農業手数料42万9,000円の減。2節水産業手数料9,000円の増。

6目土木手数料、5節住宅手数料6万4,000円の減。

3項1目1節証紙収入167万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金619万8,000円の減。2節児童福祉費負担金112万1,000円の減。

2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金48万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金122万7,000円の減。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金152万5,000円の減。2節児童福祉費補助金69万4,000円の増。それぞれの事業費に応じた補助金の増減であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金6万3,000円の増。疾病予防対策事業費等補助金につきましては、がん検診総合支援事業に対する補助金として新規計上であります。

2節環境政策費補助金3万円の減。

4目農林水産業国庫補助金、4節防衛施設周辺整備補助金780万6,000円の減。これ以降の科目の計上分も含めまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金の補正額につきましては、充当事業の確定に伴う調整増減となっております。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金28万円の減。5節住宅費補助金49万2,000円の減。6節防衛施設周辺整備事業補助金13万5,000円の減。

8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金35万6,000円の減。

3節中学校費補助金26万9,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、2節戸籍住民登録費委託金1万2,000円の減。

2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金50万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みにより増減であります。

4目土木費委託金、1節河川費委託金1,021万6,000円の減。事業費の確定による減であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金422万7,000円の減。2節社会児童福祉費負担金42万7,000円の増。

次ページ、2目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金24万4,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 項道補助金、1 目民生費道補助金、1 節社会福祉費補助金185万4,000円の減。

2 節児童福祉補助金156万7,000円の増。多子世帯等の保育料軽減支援事業費補助金64万2,000円は、第2子以降に係る保育料を軽減させるとして、北海道の単独事業として実施するもので、この保育料軽減に伴う補助金として新規計上であります。

3 目衛生費道補助金、1 節保健衛生費補助金49万5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金60万8,000円の増。2 節農業費交付金23万4,000円の増。3 節林業費補助金233万5,000円の増。4 節林業費交付金505万8,000円の減。

5 目商工費道補助金、1 節商工費補助金359万8,000円の減。

8 目教育費道補助金、3 節保健体育費補助金760万円の減。それぞれ交付決定を受けての増減であります。

3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税費委託金40万8,000円の増。3 節戸籍住民登録費委託金4万5,000円の増。4 節選挙費委託金37万3,000円の増。

5 節統計調査費委託金6万円の減。

5 目1 節商工費委託金2,000円の増。

6 目土木費委託金、2 節河川費委託金7,000円の増。3 節住宅費委託金1万2,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、額確定による増減であります。

17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入3万9,000円の減。

2 目1 節利子及び配当金15万3,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、1 節土地売払収入39万2,000円の増。土地売払代につきましては、太田東337番3及び371の普通財産町有地7354.4平方メートルと、トライベツ170番5及び170番6の普通財産町有地569.3平方メートルの売払代であります。

2 節その他不動産等売払収入762万5,000円の増。流木売払代であります。

2 目1 節生産物売払収入103万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

18款1 項寄附金、3 目衛生費寄附金、1 節社会福祉寄附金1万円の増。尾幌畑毛和義様からの寄附金であります。

5 目農林水産業費寄附金、2 節林業費寄附金7,000円の増。厚岸漁業共同組合様からの寄附金であります。

6 目1 節商工費寄附金1万円、新規計上。愛媛県松山市稲井勝様からの寄附金であります。

19款繰入金、1 項基金繰入金、4 目1 節まちおこし基金繰入金19万3,000円の減。まちおこし補助金の額確定による減であります。

21款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目1 節延滞金12万4,000円の減。

2 項預金利子、1 目町預金利子、1 節預金利子1万1,000円の増。

4 項受託事業収入、3 目衛生費受託事業収入、1 節保健衛生費受託事業収入96万4,000

円の減。

5目土木費受託事業収入、1節住宅費自宅事業収入3万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6項3目3節雑入497万1,000円の増。次ページにわたり、10万円を超える新規計上は、森林保健保険金等42万6,000円、主に昨年9月の台風18号により被災した町有林に対する保険金であります。

自動車損害共済金牧野管理16万6,000円、歳出計上の損害賠償に対する損害共済金収入であります。

鉄くず売払代消防施設29万8,000円。高規格救急自動車の売払代であります。

町有建物災害共済金社会体育19万5,000円であります。昨年9月の台風18号により被災した海洋センター艇庫の災害復旧修理に対する災害共済金であります。その他の事業はそれぞれ執行見込みによる調整増減であります。

22款1項町債、本補正のうち節説明欄括弧内の過疎特別分と表記があるのは、過疎対策事業債のソフト分として発行が認められたもので、総額1億930万円の計上であります。それ以外につきましては、それぞれ記載対象事業費の確定による調整増減であります。

1目総務債、1節総務管理債330万円の増。

2目民生債、1節社会福祉債4,030万円の増。

次ページ、2節児童福祉債1,210万円の増。

3目衛生債、1節保健衛生債1,700万円の増。

2節環境政策債300万円の増。

4目農林水産業債、1節農業債10万円の増。

2節林業債280万円の増。

3節水産業債70万円の増。

5目1節商工債1,720万円の増。

6目土木債、2節道路橋梁債90万円の減。

4節土地計画債80万円の増。

6節住宅債200万円の増。

7目1節消防債70万円の減。

8目教育債、1節教育総務債150万円の増。

5節社会教育債120万円の増。

6節保健体育債110万円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

26ページ、歳出であります。

1款1項1目議会費8万8,000円の減。説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

2款総務債、1項総務管理費、1目一般管理費181万7,000円の増。

次ページ、町表彰名誉町民13万9,000円の増。賞賜金10万円は、本町出身の佐藤綾乃さんが平昌冬季オリンピックのスピードスケート競技において3,000メートルでは8位入賞。チームパシュートでは日本代表としてオリンピックレコードを更新して金メダルを獲得するという輝かしい成績をおさめられたことに対して、厚岸町特別表彰規則に基づ

く特別表彰の榮譽賞としての賞賜金であります。

庁舎町民広場117万4,000円の増は、主に燃料及び光熱水費が増で、備品購入費は故障により使用不能となった除雪機の更新であります。その他は説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減で、ふるさと納税基金は財源内訳補正であります。

次ページ、2目簡易郵便局費3万9,000円の減、3目職員厚生費226万4,000円の減、人事給与管理101万9,000円の減は、主に臨時職員等の雇用保険料の精算に伴う減で、このほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

次ページ、4目情報化推進費297万5,000円の増、厚岸情報ネットワーク89万円の増は、主に光ケーブルの修繕料の増。個人番号カード等交付事務につきましては、交付枚数の減に伴う委託料の減であります。厚岸情報ネットワーク整備事業、次ページにわたり、348万6,000円の増は、主に電柱移転架線整備委託料の増と、IP告知端末等の新規設置数の増による工事費の増で、このほかは説明欄記載のとおり執行見込みによる調整増減であります。

6目行政管理費90万3,000円の減。主に臨時職員賃金の減であります。

7目文書広報費35万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

8目財政管理費2億8,490万5,000円の増。

次ページ、主に基金への積立金として減債基金に1億3,000万円、地域づくり推進基金に1億5,490万円の計上であります。なお、本年度末における基金残高につきましては、年度当初での取り崩しと歳計剰余金処分による積み立て、年度内での補正積み立てにより、前年度末との比較において約4,100万円減の約18億300万円となる見込みであります。

9目会計管理費14万5,000円の減。主に印刷製本費の減であります。

10目企画費245万6,000円の減。

次ページ。地域おこし協力隊173万2,000円の減は、主に隊員の活動関連経費の減で、そのほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

次ページ。11目財産管理費11万3,000円の増。主にアスベスト測定分析等委託料の増であります。

12目車両管理費57万3,000円の増。主に車両修繕料の増であります。

2項徴税费、1目賦課納税费51万8,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

3項1目戸籍住民登録費18万1,000円の減。次ページにわたり、それぞれ執行見込みによる減であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費3万2,000円の減。

5目衆議院議員選挙費38万1,000円の増。執行見込みによる調整のほか、前途委託金の増に伴う補正であります。

次ページ、5項統計調査費、1目統計調査総務費7万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5,687万円の増。

社会福祉一般361万7,000円の減は、主に社会福祉協議会への補助金の減。福祉灯油24万円の増は、燃料単価増による増。多機能共生型地域交流センター及び、次ページ、保

健福祉総合センター・健康広場は、主に施設修繕料の増であります。

国民健康保険特別会計5,943万1,000円の増は、特別会計での財政調整基金設置のため3,000万円を繰り出すほか、収支調整のための繰出金であります。

2目心身障害者福祉費1,083万5,000円の減。

次ページ。障害者（児）介護・訓練等給付882万1,000円の減は、それぞれの給付費の執行見込みによる減。その他の事業は、52ページにわたり、説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

3目心身障害者特別対策費125万6,000円の減。主に重度心身障害者医療費の減であります。

4目老人福祉費172万5,000円の減。56ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減並びに財源内訳補正であります。なお、介護保険特別会計75万7,000円の減は、特別会計での収支調整による増であります。

5目後期高齢者医療費4万円の減。特別会計の収支調整による減であります。

7目自治振興費22万2,000円の増。次ページにわたり、執行見込みによる調整増減のほか、財源内訳補正であります。

8目社会福祉施設費72万3,000円の減。説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費24万6,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

2目児童措置費77万円の減。

3目ひとり親福祉費27万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

4目児童福祉施設費94万9,000円の増。

64ページ。湖北地区保育所建設事業197万7,000円の増は、建設予定地に建てられている旧職員住宅を解体するための実地設計委託料の計上で、財源として緊急防災・減災対策事業債を充てる予定であります。それ以外の事業につきましては、執行見込みによる調整増減であります。

5目児童館運営費29万6,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費32万3,000円の減。次ページにわたり、主に公衆浴場経営助成の減であります。

2目健康づくり費318万3,000円の減。次ページ、主に各種予防接種委託料138万1,000円の減。各種がん検診委託料97万4,000円の減のほか、75ページにわたり、説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

3目墓地火葬場費39万円の増。

施設用備品購入25万4,000円は、主に暖房機器の更新で、このほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

4目水道費108万3,000円の増。特別会計での収支調整による増であります。

5目病院費7,279万9,000円の増。次ページにわたり、病院事業会計への収支補てんとしての増額計上であります。負担金は、繰出基準分として349万1,000円の減。補助金は、

繰出基準外として7,629万円の計上であります。

6目乳幼児医療費68万5,000円の減。執行見込みによる減であります。

2項環境政策費、1目環境対策費1,055万6,000円の増。主に、次ページ、環境保全基金積立金1,070万円の増で、資源ごみ売払代及び立木売払代を原資に基金へ積み立てるものであります。そのほかは執行見込みによる調整増減であります。

2目水鳥観察館運営費6万6,000円の増。

3目廃棄物対策費50万3,000円の減。

4目ごみ処理費17万9,000円の増。

次ページ、5目し尿処理費3万円の減。

6目下水処理費130万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減並びに財源内訳補正であります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費37万5,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

2目農業振興費、補正額ゼロ。事業内予算の組み替え及び財源内訳補正であります。

3目畜産業費678万8,000円の減。家畜衛生対策106万5,000円の増は、次ページ、家畜自営貿易協議会への補助金で、北海道からの補助金の増額を受けての増であります。このほかは、執行見込み、事業費確定による調整増減であります。

5目農地費1,479万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み、事業費確定による調整増減であります。

6目牧野管理費828万3,000円の減。次ページにわたり、主に臨時職員賃金及び肥料代の減のほか、それぞれ執行見込みによる調整増減であります。

損害賠償16万7,000円、新規計上は、本定例会に提出している議案第19号に係る損害賠償金であります。

7目農業施設費13万5,000円の増。

次ページ、8目農業水道費5万6,000円の減。

9目堆肥センター費1万5,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び財源内訳補正であります。

2項林業費、1目林業総務費133万円の増。町有林管理135万9,000円の増は、主にこれまで森林管理システムが故障により利用不可となったことから、これを新たに導入するための委託料の計上で、このほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び財源内訳補正であります。

2項林業振興費501万3,000円の減。

次ページ、3目造林事業費1万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

4目林業施設費、補正額ゼロ、財源内訳補正であります。

5目特用林産振興費47万円の減。次ページにわたり、主に施設用燃料費の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込み事業費確定に伴う調整増減であります。

3項水産業費、1目水産業総務費16万3,000円の減。

2目水産振興費303万4,000円の減。

3目漁港管理費、次ページにわたり、9万8,000円の増。

- 4 目漁港建設費18万9,000円の減。
- 5 目養殖事業費、次ページにわたり、15万7,000円の減。
- 6 目水産施設費16万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み事業費確定による減及び財源内訳補正であります。
- 6 款 1 項商工費、1 目商工総務費10万7,000円の減。
- 2 目商工振興費227万3,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び財源内訳補正であります。
- 3 目食文化振興費597万1,000円の減。次ページ、それぞれ執行見込みによる調整増減のほか、厚岸味覚ターミナル整備事業は事業費確定による減であります。
- 4 目観光振興費119万7,000円の減。
- 次ページ。5 目観光施設費、次ページにわたり、4 万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。
- 7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費26万9,000円の減。
- 3 目土木用地費 8 万2,000円の減。
- 4 目地籍調査費 1 万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。
- 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費657万1,000円の減。次ページにわたり、事業費確定による増減であります。
- 2 目道路新設改良費39万円の減。113ページにわたり、各事業、説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。
- 3 目除雪対策費5,896万7,000円の増。年度末までの執行見込みを勘案した補正計上で、総額 2 億3,478万4,000円の計上となります。
- 3 項河川費、1 目河川総務費1,030万4,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり、各事業費の確定及び執行見込みによる調整増減であります。
- 4 項都市計画費、1 目都市計画総務費2,000円の減。次ページにわたり、事業費確定及び財源内訳補正であります。
- 3 目下水道費309万3,000円の減。特別会計の収支調整による減額であります。
- 5 項公園費、1 目公園管理費6,000円の減。
- 6 項住宅費、1 目建築総務費100万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び財源内訳補正であります。
- 2 目住宅管理費75万5,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び財源内訳補正であります。
- 3 目住宅建設費、次ページにわたり、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。
- 8 款 1 項消防費、1 目常備消防費113万9,000円の減。
- 2 目災害対策費13万5,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び財源内訳補正であります。
- 3 目消防施設費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。
- 9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 4 万2,000円の減。
- 2 目事務局費48万円の減。

次ページ、3目教育振興費41万7,000円の増。主に高等学校教育支援に計上の通学バス定期券購入助成の増であります。

4目教員住宅費166万3,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み事業費確定に伴う減であります。

5目就学奨励費8,000円の減。

6目スクールバス管理費160万7,000円の増。主に車両修繕料の増であります。

2項小学校費、1目学校運営費207万7,000円の増。主に真龍小学校の光熱費の増のほか、131ページにわたり、各小学校の執行見込みによる調整増減であります。

2目学校管理費266万6,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う調整増減のほか、次ページ、真龍小学校教室改修事業200万1,000円、新規計上は、ことし4月に入学する児童の状況を踏まえ、特別支援学級を整備するための改修工事費の計上であります。

3目教育振興費6万1,000円の増。執行見込みによる調整増減であります。

3項中学校費、1目学校運営費339万円の増。次ページにわたり、各中学校の執行見込みによる調整増減で、光熱水費が増となっております。

2目学校管理費153万8,000円の増。次ページにわたり、主に修繕料の増は、真龍中学校非常階段アルミ建具の修理費ほかで、このほかは執行見込みによる調整増減であります。

3目教育振興費36万7,000円の減。執行見込みによる調整増減であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費9,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び財源内訳補正であります。

2目生涯学習推進費8,000円の減。

次ページ、3目公民館運営費3万円の減。

4目文化財保護費34万7,000円の減。

次ページ。5目博物館運営費8万3,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

次ページ、6目情報館運営費38万7,000円の増。次ページにわたり、主に情報館の燃料費及び施設修繕料が増で、このほかはそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び財源内訳補正であります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費55万7,000円の減。次ページにわたり、執行見込みによる調整増減であります。

2目社会体育費373万8,000円の減。次ページにわたり、体育施設62万2,000円の増は、主に燃料費の増で、このほかはそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減及び事業費確定による減であります。

3目温水プール運営費216万6,000円の増。主に燃料費及びプールの循環ポンプ修理費の増であります。

4目学校給食費135万9,000円の増。次ページにわたり、主に燃料費、光熱水費の増のほか、執行見込みによる調整増減であります。

11款1項公債費、1目元金、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

2目利子150万円の減。一時借入金利子の減であります。

12款1項1目給与費1,602万9,000円の減。次ページにわたり、今年度における人事院勧告をもとに給与改定等を踏まえた補正計上のほか、執行見込みを踏まえての調整増減であります。なお、156ページから159ページまで、給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正変更であります。既に債務負担行為を設定しております3件の事項について、限度額を記載のとおり変更するものであります。次ページに調書がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

8ページをお開きください。

地方債補正変更であります。

緊急防災・減災事業120万円の増。辺地対策事業10万円の減。過疎対策事業1億700万円の増。装置開発事業390万円の減。公有林整備事業270万円の減。それぞれ起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

9ページごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成28年度末残高95億5,844万4,000円、平成29年度中起債見込額7億8,660万円。平成29年度中元金償還見込額9億7,531万円。補正後の平成29年度末現在高見込額は93億6,973万4,000円となるものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

次に、議案第11号であります。議案書の1ページであります。

平成29年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

平成29年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,685万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,910万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では9款11項、次ページ、歳出では7款14項にわたって、それぞれ2,685万6,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。歳入であります。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税470万8,000円の増。

2 目退職被保険者等国民健康保険税470万9,000円の減、それぞれ12月までの調定及び徴収実績をもとに、推計見込みによる補正であります。

3 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目 1 節保健事業費負担金11万3,000円の減。予防接種者の減であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目療養給付費等負担金、1 節現年分1,123万円の減。一般被保険者の医療費見込みの減額に伴うものであります。2 節過年度分1,000円の減。

2 目 1 節高額医療費共同事業負担金400万6,000円の増。標準高額医療費拠出金の確定による減であります。

2 項国庫補助金、1 項 1 目 1 節財政調整交付金2,534万8,000円の減。一般被保険者の医療費の減少による減であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金、1 節現年分1,016万3,000円の増。社会保険診療報酬支払基金通知書の変更に伴う増であります。

2 節過年度分1,000円の減。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、1 目現年度分37万8,000円の増。

7 款道支出金、1 項道負担金、1 目 1 節高額医療費共同事業負担金400万6,000円の減。標準高額医療費拠出金の確定による減であります。

2 項道補助金、2 目 1 節財政調整交付金2,914万2,000円の減。一般被保険者の医療費の減少による減であります。

9 款 1 項共同事業交付金、1 目 1 節高額医療費共同事業交付金43万4,000円の増。

次ページ。2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金2,265万4,000円の減。それぞれ国保連合会からの交付額確定による増減であります。

10 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金5,943万1,000円の増。会計収支の調整による増であります。

12 款諸収入、3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金、1 節賠償金49万9,000円の減。

3 目一般被保険者返納金、1 節返納金26万1,000円の減、それぞれ見込み額に基づく補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費621万8,000円の減。主に職員人件費の減であります。20ページから23ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

3 項 1 目運営協議会費 8 万3,000円の減。

次ページ、5 項 1 目特別対策事業費 6 万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費1,666万3,000円の減。

2 目退職被保険者等療養給付費214万円の増。

3 目一般被保険者療養費49万5,000円の増。それぞれ医療費見込みによる増であります。

4目退職被保険者等療養費、補正額ゼロ、財源内訳補正。

5目審査支払手数料10円の減。執行見込みによる減であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、次ページにわたり、340万円の減。

2目退職被保険者等高額療養費442万1,000円の増。

3目一般被保険者高額介護合算療養費4万5,000円の減。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費2万5,000円の減。それぞれ執行見込みによる調整増減であります。

3項移送費、2目退職被保険者等移送費、補正額ゼロ、財源内訳補正であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金42万円の減。

5項葬祭諸費、1目葬祭費2万円の減。それぞれ執行見込みによる減であります。

次ページ、3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、6款1項1目介護納付金、いずれも補正額ゼロ、財源内訳補正であります。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金1,602万4,000円の減。

2目保険財政共同安定化事業拠出金1,811万1,000円の減。それぞれ国保連合会からの通知額の確定に伴う減であります。

8款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費、次ページにわたり、243万8,000円の減。主に特定健康診査に係る委託料の減であります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費30万3,000円の減。主に予防接種委託料の減であります。

10款1項基金積立金、1目国民健康保険財政調整基金積立金3,000万円、新規計上。今後における会計収支を調整するために新たに基金を設置し積み立てるもので、詳細は本定例会に提出している議案第26号の提案説明で申し上げます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号であります。

議案書の1ページであります。

平成29年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（3回目）。

平成29年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,619万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款4項、次ページ、歳出では2款2項にわたり、それぞれ89万5,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料33万6,000円の減。

3節過年度収入2,000円の増。

2 項手数料、1 目水道手数料、1 節給水工事手数料 4 万 3,000 円の増。それぞれ収入見込みによる増減であります。

4 款道支出金、1 項道補助金、1 目水道費道補助金、1 節水道事業費補助金 10 万 3,000 円の増。地域づくり総合交付金の増であります。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 108 万 3,000 円の増。会計収支の調整による増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 21 万 2,000 円の増。主に職員人件費の増であります。12 ページから 14 ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 款水道費、1 項 1 目水道事業費 68 万 3,000 円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減で、次ページ、片無去及び太田浄水場整備事業は財源内訳補正であります。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。

続きまして、第 13 号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成 29 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2 回目）。

平成 29 年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 265 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8,667 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 3 款 3 項、次ページ、歳出では 2 款 3 項にわたり、それぞれ 265 万 7,000 円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

8 ページをお開き願います。歳入であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目 1 節下水道使用料 43 万 5,000 円の増。収入見込みによる増であります。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 309 万 3,000 円の減。会計収支の調整による減であります。

6 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入 1,000 円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

10 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費 207 万 6,000 円の減。主に職員人件

費の減であります。16ページから18ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 目管渠管理費43万5,000円の減。主に修繕料の減であります。

3 目処理場管理費、次ページにわたり、29万1,000円の減。

4 目普及促進費 9万3,000円の減。それぞれ執行見込みによる調整増減であります。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道費、次ページにわたり、23万8,000円の増。それぞれ執行見込みによる調整増減であります。

3 款 1 項公債費、1 目元金、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

4 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為補正、変更であります。

既に債務負担行為を設定しております 2 件の事項について、期間、または限度額を記載のとおり変更するものであります。

次ページに補正調書がありますので、ご参照願います。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成29年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3 回目）。

平成29年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ741万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,779万2,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 9 款12項、次ページ、歳出では 5 款14項にわたり、それぞれ741万9,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者介護保険料、1 節現年度分901万7,000円の増。2 節滞納繰越分10万1,000円の増。収入見込みによる増であります。

2 款サービス収入、2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入、1 節居宅支援サービス計画費収入20万9,000円の減。3 項介護予防日常生活支援総合事業費収入、1 目 1 節介護予防ケアマネジメント事業費収入37万4,000円の減。

3 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目 1 節地域支援事業負担金10万8,000円の増。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目 1 節介護給付費負担金464万9,000円の増。

2 款国庫補助金、1 目 1 節財政調整交付金1,176万4,000円の減。

7 目地域支援事業交付金、1 節介護予防日常生活支援総合事業交付金98万円の増。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目 1 節介護給付費交付金878万2,000円の減。

2 目 1 節地域支援事業支援交付金109万8,000円の増。それぞれ利用状況に応じた補正となっております。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、1 節介護給付費負担金188万9,000円の減。負担金確定に伴う減であります。

2 項道補助金、3 目地域支援事業交付金、1 節介護予防日常生活支援総合事業交付金49万円の増。利用状況に応じた補正であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目 1 節利子及び配当金 1 万1,000円の増。

8 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金75万7,000円の減。会計収支の調整による減であります。

10款諸収入、2 項雑入、3 目 1 節雑入 9 万8,000円の減。主に認定審査会共同設置負担金の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費57万4,000円の増。主に職員人権費の増で、20ページから23ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 4 万7,000円の減。

3 項 1 目介護認定審査会費31万6,000円の減。

次ページ、2 目認定調査等費23万6,000円の増。

5 項 1 目計画策定委員会費1,000円の減。

6 項 1 目地域密着型サービス運営委員会費1,000円の減。それぞれ執行見込みによる調整増減であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費282万8,000円の増。

2 目施設介護サービス給付費690万8,000円の減。それぞれサービス料の見込みに伴う調整増減であります。

3 目居宅介護福祉用具購入費、次ページ、4 目居宅介護住宅改修費、いずれも補正額ゼロで、財源内訳補正であります。

5 目居宅介護サービス計画費36万1,000円の減。

6 目審査支払手数料 6 万2,000円の減。

2 項 1 目高額介護サービス費151万4,000円の減。

3 項 1 目高額医療合算介護サービス費107万8,000円の増。

4 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費420万8,000円の減。それぞれサービス料の見込みに伴う調整増減であります。

次ページ、4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費46万円の増。

2 項任意事業費110万2,000円の減。

次ページ、3項介護予防生活支援サービス事業費、1目総合事業サービス費199万7,000円の増。

4項1目一般介護予防事業費7万5,000円の減。それぞれ執行見込みによる調整増減であります。

5款1項1目介護給付費準備基金費1万1,000円の増。基金利子分の積み立てであります。

8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目包括的支援事業費8,000円の減。次ページにわたり、執行見込みによる調整増減であります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号であります。議案書の1ページであります。

平成29年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（3回目）

平成29年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ367万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,821万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、次ページ、歳出では2款3項にわたって、それぞれ367万1,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分76万円の減。

2目普通徴収保険料、1節現年度分289万7,000円の減。2節滞納繰越分2万6,000円の増。それぞれ収入見込みによる増減であります。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金4万円の減。会計収支の調整による減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,000円の減。

2項1目徴収費3万7,000円の減。それぞれ執行見込みによる減であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金363万1,000円の減。主に保険料の減に伴う負担金の減であります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号であります。議案書の1ページであります。

平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（3回目）。

平成29年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,771万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,992万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款4項、次ページ、歳出では2款2項にわたって、それぞれ1,771万2,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

6ページをお開き願います。歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目1節施設介護サービス費収入491万3,000円の減。

2項1目1節自己負担金収入23万2,000円の減。それぞれ施設利用の状況による収入見込額としての計上であります。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金2,293万2,000円の増。平成28年度の決算剰余金全額の計上であります。

9款諸収入、1項1目1節雑入7万5,000円の減。執行見込みによる減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費428万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減で、主に嘱託介護職員分の人件費が減で、10ページから12ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

3款1項基金積立金、1目介護老人保健施設基金積立金2,200万円、新規計上。これまでの施設運営に係る決算剰余金を処分するため新たに基金を設置し、積み立てるもので、詳細は、本定例会に提出している議案第41号の提案説明で申し上げます。

以上をもちまして、議案第10号平成29年度厚岸町一般会計補正予算から議案第16号平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第17号 平成29年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条、総則。

平成29年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

年間総配水量は8,611立方メートル増の130万373立方メートル。

1日平均給水量は24立方メートル増の3,563立方メートルとするものであります。

主な建設改良事業について設備整備を4万3,000円減額し、176万1,000円に。メーター設備事業を44万5,000円増額し、4,995万6,000円とするものであります。

第3条、収益的収入及び支出の補正であります。

収入につきましては、1款水道事業収益を277万5,000円を増額し、3億740万9,000円とするもので、1項営業収益は265万6,000円の増。

2項営業外収益は11万9,000円の増であります。

支出につきましては、1款水道事業費用を77万1,000円増額し、2億7,587万円とするもので、1項営業費用は85万5,000円の増。

2項営業外費用は8万4,000円の減であります。

第4条、資本的収入及び支出の補正であります。

収入について、1款資本的収入を10万円減額し、340万円とするもので、1項企業債が同額の10万円の減であります。

2ページをお開き願います。

支出について、1款資本的支出を32万8,000円増額し、1億3,543万5,000円とするもので、1項建設改良費が同額の32万8,000円の増であります。

ここで、1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きです。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億3,203万5,000円について、過年度分損益勘定留保資金1,949万3,000円、当年度分損益勘定留保資金9,960万3,000円。同年度分、消費税及び地方諸費税資本的収支調整額493万9,000円、及び減積立金800万円で補てんするものであります。

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

9ページをお開き願います。はじめに収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は216万9,000円の増で、業務用で257万4,000円の増など、各用途での収入見込みによる調整増減。

2目受託工事収益は48万7,000円の増で、消火栓修理に対する他会計負担分のほか、給水装置工事件数の増による手数料の増であります。2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は1万9,000円の皆増で、病院事業会計への貸し付けによる利息であります。

4目引当金戻入益は10万円の皆増で、宮園配水池法面修理完了により執行残となった引当金の戻し入れであります。

次に、収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は147万4,000円の減で、消耗品が10万3,000円の増。融雪期の水処理対応を迅速に行うため現場で使用できるアンモニア性窒素測定器を新たに購入するものです。動力費は58万円の増で、使用見込みと電力単価を勘案した増。薬品費は201万6,000円の減で、これまでの使用実績と融雪期に必要な水処理薬品の使用を見込んだ減が主なもので、その他執行見込みによる調整増減であります。

2目配水及び給水費は263万9,000円の増、委託料が3万5,000円の減で、漏水調査の執行見込みによる調整減と水源水質悪化に対応するため給水運搬作業委託料の増によるも

の。

10ページをお開き願います。

修繕費が267万4,000円の増で、配水管漏水修理の増によるものであります。

3目受託工事費は1万万1,000円の減で、消火栓修理の完了による計数整理であります。

4目総係費は29万9,000円の減で、退職給付費45万3,000円の減は、平成28年度決算が確定したことによる退職給付費引当金の調整減で、その他、各節、執行見込みによる調整増減であります。

2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税は8万4,000円の減で、給水収益の増や建設改良工事の確定などに伴い見込まれる納付額の減であります。

11ページをご覧ください。資本的収入であります。

1款資本的収入、1項1目企業債は10万円の減で、事業費確定による減であります。次に、資本的支出であります。

1款資本的支出、1項1目建設改良費は4万3,000円の減。設備整備事業で工事費が確定したことによる計数整理であります。

2目総係費は7万4,000円の減で、執行見込みによる旅費の減であります。

3目メーター設備費は44万5,000円の増で、新設メーターの設置見込みなどによる増であります。

2ページへお戻り願います。

第5条、企業債の補正であります。企業債の予定額を10万円減額し、340万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正であります。

職員給与費を15万円減額し、1,980万7,000円とするものであります。

3ページと4ページは、補正予算実施計画、5ページは補正予定キャッシュフロー計算書。6ページから8ページは水道事業会計補正給与費明細書。飛んで12ページと13ページは予定貸借対照表。14ページと15ページは財務諸表の作成に当たり、会計処理の基準などを記載した注記であります。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成29年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。

ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第18号 平成29年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）について、その内容を説明いたします。

はじめに、第1条、総則です。

平成29年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量の補正であります。

1患者数では年間延べ患者数、入院患者で365人減の1万2,412人。外来患者で444人増の4万9,044人とするもので、合わせて合計6万1,454人の計上であります。

次に、1日平均患者数では、入院患者で1人減の34人に。外来患者では1人増の201人

に。合計では235人の計上であります。

2、主な建設改良事業であります。本年度を予定しておりました医療機械整備事業と建設交流事業の執行額が確定となりましたので、計数整理を行い、医療機械整備事業で89万7,000円を減額し、1,448万3,000円、建設交流事業で145万8,000円を減額し、1,047万6,000円の計上です。

2ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の補正です。

11ページ、補正予算説明書で説明いたします。

はじめに、収益的収入であります。

1款病院事業収益で4,481万1,000円の増。

1項医業収益では766万6,000円の減。

1目入院収益では651万5,000円の減。1日平均患者1人減の計上で、診療単価では190円の増ですが、入院収益総額では減額の見込みであります。

2目外来収益では623万5,000円の減。1日平均患者1人増の計上ですが、診療単価で200円の減となり、外来収益総額では減額の見込みであります。

次に、3目その他医業収益では209万4,000円の増。1節室料差額収益、2節公衆衛生活動収益、3節その他医業収益、それぞれ増額補正です。

4目負担金、1節一般会計負担金では救急医療対策費補助299万円の増額です。

次に、2項医業外収益では5,247万7,000円の増であります。主に3目長期前受金戻入1,120万9,000円の増。

5目他会計補助金では、基礎年金拠出金費用補助ほか387万9,000円の減。

6目他会計負担金では、制度改正による不良債務補填額ほか4,454万3,000円の増となっております。

次に、7目負担金交付金81万1,000円の増。説明欄記載の負担金の増。

9目道補助金20万4,000円の皆増。院内託児所への運営費補助金であります。

次に、12ページ、収益的支出であります。

1款病院事業費用1,835万9,000円の増。1項医業費用では1,391万9,000円の増。

1目給与費では1,226万円の増。主に3節法定福利費747万6,000円の増。

6節賃金992万1,000円の増。医師1名退職による出張1人増ほか、決算を見込んだものとなっております。

2目材料費では212万9,000円の減。主に2節診療材料費188万5,000円の減となっております。

3目経費では497万1,000円の増。3月末の決算見込みでの計数整理となりますが、主な科目で、6節光熱水費で121万2,000円の増。主に電気料、水道料の単価の増。

7節燃料費で160万6,000円の増。主にボイラー重油の単価の増。

15節使用料で102万4,000円の増。患者が在宅で使用する医療機器に係る使用料の増。

5目資産減耗費では11万8,000円の増。固定資産除却費の増であります。

6目研究研修費では130万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項医業外費用です。444万円の増。主に2目医療技術員確保対策費で579万1,000円の増。看護師等派遣負担金などの増であります。

3目雑損費132万3,000円の減。薬品など貯蔵品に係る仮払消費税など減額補正となっております。

以上が、収益的収支補正予算の説明内容であります。

続いて、14ページ、資本的収支です。

1款資本的収入2,764万5,000円の増。

1項1目企業債150万円の減。非常照明用蓄電池設備改修事業の事業費確定による減。

2項補助金、1目他会計補助金2,914万5,000円の増。企業債償還元金補助ほか、説明欄の記載のとおりであります。

次に、支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費235万5,000円の減。

1目固定資産購入費89万7,000円の減。1節機械備品購入費で、それぞれ事業費確定による減額であります。

2目建設工事費145万8,000円の減。1節建設工事費で、説明欄記載の事業費確定による減額であります。

以上が、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出となります。

ここで、3ページをお開きください。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。職員給与費で1,226万円の増額補正であります。

第6条は、他会計からの補助金で、3条、4条を合わせた補助金の内訳です。三月期における各決算を見込んだ計数整理を含め、13項目総額で5,156万4,000円とする内容であります。

4ページ、5ページは補正予算実施計画。6ページは補正予定キャッシュフロー計算書。7ページから10ページは給与費明細書。15ページから18ページは予定貸借対照表とその注記となっております。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号平成29年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 本9件の審議方法についてお諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成29年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成29年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時22分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

●議長（佐藤議員） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

はじめに、12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私は、今定例会におきまして、先の通告に従いまして2点の質問をいたします。

1点目は、介護保険事業についてです。

1、インセンティブ改革が導入されることになるが、要介護認定への影響は出ないのか。

2、訪問型サービスで、訪問回数が一定数を超えると届出が義務づけされることになるが、利用者への影響は出ないのか。

3、地域包括ケアでは、地域包括支援センターの役割が重要になると考えるが、体制はできているのか。

4、地域包括ケアの取り組みで、人材不足である介護従事者の加重労働が危惧されるが、どのように考えているのか。

5、今後、介護従事者の処遇改善や地域・自治体・多職種連携が重要になると考えるが、どのように取り組んでいくのか。

2点目は防災・安全対策についてです。

1、国は、今後懸念される大規模地震に備え事前対策として、宅地擁壁等の危険度調査と防災対策を新年度から支援するとしているが、当町としてはどのように考えているのか。

2、同じく学校等の防災拠点機能強化と通学路等の安全対策について、当町の取り組みはどのように考えているのか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の介護保険事業についての1、インセンティブ改革が導入されることになるが、

要介護認定への影響は出ないのかについてであります。インセンティブの付与については、高齢化が進展する中で地域包括ケアシステムを推進し、介護保険制度を持続可能性のあるものとするために、高齢者がその有する能力に応じ、自立した生活を送っていただくための取り組みを進めることが必要であるとして、市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むようにする施策の一つとして制度化されたものであります。

これは要介護状態の維持改善の度合いを評価して行う施策であり、要介護認定を受けるに当たっての基準をかえるものではないため影響はないものと考えております。

次に、訪問型サービスで訪問回数が一定数を超えると届出が義務づけられることになるが、利用者への影響は出ないのかについてであります。訪問回数の多いケアプランについて、ケアマネージャーが通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとされ、市町村は地域ケア会議を開催して届出のあったケアプランの検証を行い、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネージャーに対し、必要に応じてサービス内容の是正を促すこととされ、その基準は国が4月に定め10月から施行することとされております。

訪問回数の多い利用者は、町内の訪問介護利用者にも町外のサービスつき高齢者住宅等に入所されている利用者にもおりますが、具体的な基準は今後示されるため、まだ影響がどの程度になるか判断できておりません。しかし、影響を受けるとしても一方的にサービスを打ち切るものではなく、地域ケア会議において利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用の観点から検証を行う中で、利用者本位のサービスの検討をしていくものと考えております。

次に、地域包括ケアでは、地域包括支援センターの役割が重要になると考えるが、体制はできているのかについてであります。地域包括ケアについては、高齢者が介護や医療が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療や介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供されるシステムであり、地域包括支援センターが中心となって推進していくことが求められておりますが、国はさらなる機能強化を目指し、地域包括支援センター事業の実施状況について、市町村が点検につとめることとしていたものを、市町村が評価することを義務づける介護保険法の改正を行っております。当町の地域包括支援センターには、当初3人の専門職を配置していましたが、平成26年度からは5人体制としており、今後の機能強化にもしっかりと対応していけるものと考えております。

次に、地域包括ケアの取り組みで、人材不足である介護従事者の過重労働が危惧されるが、どのように考えているのかについてであります。介護従事者の不足については、今年度、介護保険事業者と行った意見交換において人材の確保も資質の向上についても非常に難しく、大きな課題になっているとの意見がほとんどの事業者から出されている状況にあります。この状況が続けば、介護従事者の負担は増加し、介護サービスの提供そのものに影響が出るものと心配しているところであります。

次に、今後、介護従事者の処遇改善や地域・自治体・他職種連携が重要になると考えるが、どのように取り組んでいくのかについてであります。介護従事者の処遇改善に

については、国の動向を注視しながら各事業者とも連携し、有効な対策について模索していきたいと考えております。

多職種の連携については、これまでも地域包括支援センターにおいて関係する機関や事業所スタッフと連携してきておりますが、さらに多職種協同による在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を図るため、平成30年度より在宅医療・介護連携推進事業を実施してまいります。また、釧路管内の医療機関や市町村が参画した、釧路圏域地域医療構想調整会議等においては、地域医療構想の実現に向けた取り組みに、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築について位置づけの協議もされており、こうした中で情報の収集や連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の防災・安全対策についての1、はじめに国は今後懸念される大規模地震に備え、事前対策として宅地擁壁等の危険度調査と防災対策を新年度から支援するとしているが、当町としてはどのように考えているのかについてであります。このたび、危険度調査と応急復旧工事等の防災対策を支援対象とする制度拡充がされますが、これは、社会資本整備総合交付金を活用する宅地耐震化推進事業であります。

これまで、この事業では、宅地造成等規制法施行令第19条第1項第1号に規定する大規模な盛土造成地、すなわち盛土面積3,000平方メートル以上、盛土の高さが5メートル以上などの補助要件の中で、宅地の耐震化が図られてきましたが、このたびは、宅地擁壁等の危険度を評価するための調査、さらに、風水害や地震により宅地が崩壊した場合に行う応急復旧工事などが拡充されます。

危険度調査により所有者に気づきを与え、所有者自身による補修耐震化を促すこと。また、危険な擁壁等の防災対策により、避難路等の安全性を確保することを目的に、盛土の高さ2メートル以上、家屋が2戸以上の小規模な宅地の事前対策についても支援が可能となりますので、まずは対象となる箇所を把握する必要があります。

現在、道路パトロールの中では、直ちに危険と思われる箇所は確認しておりませんが、引き続き対象となる箇所の把握につとめていくことを考えております。なお、次の同じく、学校等の防災拠点機能強化と通学路等の安全対策について、当町としてはどのように考えているのかについては、教育長から答弁があります。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、2、防災・安全対策についてのご質問のうち2点目の同じく、学校等の防災拠点機能強化と通学路等の安全対策について、当町としてはどのように考えているかについてお答えいたします。

厚岸町地域防災計画においては、湖南地区では厚岸小学校、厚岸中学校が、湖北地区では、真龍小学校、真龍中学校が家屋の倒壊、火災等に対応する指定避難場所となっております。また、太田小学校及び太田中学校の両校の体育館が高潮・津波時の緊急避難場所となっております。現在、学校としては耐震化事業は実施しておりますが、防災拠点機能強化は行っていないことから、今後は必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

通学路の安全対策についてですが、学校では毎年、歩道の安全性や道路標識等の確認及び経路上に障害物等の問題がないか点検を行い、通学路として決定しております。

通学路として決定後、経路図が教育委員会へ提出されますが、その際に、通学路として改善の必要がある場合は、その内容も教育委員会へ報告されます。その報告を受け、町長部局3課と教育委員会で組織する交通安全4課会議にて、毎年、通学路を含めた交通安全施設の現地点検を行うとともに、この町内組織の4課に加えて釧路開発建設部等を構成団体とする厚岸町通学路安全推進会議を開催し、通学路の合同点検を実施しております。

厚岸町通学路安全推進会議での合同点検実施後、結果を踏まえて、厚岸町通学路交通安全プログラムを策定し、継続的に通学路の安全確保につとめているところであります。

今後も関係各課や関係機関と連携しながら、適切に通学路の安全対策を講じてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 昼食のため休憩いたします。

再開は、午後1時からといたします。

午前11時39分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き、12番、佐々木亮子議員の再質問から行います。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 まず1件目のほうから質問をしていきますけれども、まずインセンティブが導入されるということで、これ評価をする表が59項目、すごく多彩になっているのですが、これ、まず誰がどのような形で、この評価というのを下すのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 評価につきましては、市町村が評価を行いまして、今回は4月中に、その評価指標に基づいて評価をして北海道のほうに回答をするということになっております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 これ、介護認定調査と、今回のインセンティブ導入の、この評価というのを同時に行っていくことになるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 認定調査につきましては、その申請を受ける新たな方は新たに

その介護認定の申請がありますので、その申請をいただいて、その上でそれぞれの、その申請のあった方のところに調査をして、あわせて主治医のほうに、その意見書の提出をお願いをして、それらをもとにして認定審査という形になりますので、基本的にこのインセンティブの、今、私どもで聞いているのは61項目というふうに聞いてますけれども、その項目とそのものと、それから、その認定調査自体は全く別な取り扱いになりますのでというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで答弁の中でも基準を変えるものではないため影響はないと書いてありますけれども、これペナルティー制度というのでしょうか。これ自治体の自立支援、あるいは介護給付適正化などに関する取り組みの指標を決めて評価をして、交付金を支給する仕組み、これがこのインセンティブというところでは導入されていますよね。今、危惧されているのは、この交付金が導入されたことによって、認定の窓口というのでしょうか。認定評価の窓口自体に厳格化されるのではないかと。介護認定がされにくい仕組みがつくられるのではないかとというようなことが、今、すごく懸念をされているのですけれども、そういったことというのは、当町では全く影響がされないということで考えていいのでしょうか。この交付金ということについて、どのように考えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そのインセンティブを付与するに当たっては61項目のものを出して、そして、それが全国平均の上位の側に入るか、下位の側に入るかということで、そういうそれに対しての取り扱いって変わってくるようですし、それから、そこの結果を見るといふ部分でいきますと認定の介護度が軽くなっていくということが、そういうものを基準にしてそういう部分になるということはあると思います。

ただ、その方がどういう、今、状態なのかということを見るのが、判断するのが介護度の認定ですので、そこは当然、結びつくものではないと考えております。意図的にそういうようなことをということは、今、私どもやっている中では、そういうふうにはできる仕組みになっておりませんので、それはそれとしてきちっと介護度の認定はしていくというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今回の介護報酬の改訂などでも、これまでの見守り体制から自立支援というところに重きを置くというようなことが出されています。それで、この点についてプロセス指標なんかでも通いの場への参加率評価、そういったような給付抑制につながるのではないかとと思われるような項目が何点もあるのではないかと私自身は思っていますので、ぜひ介護認定が、今、課長が答弁しましたけれども、されにくい仕組みというのは、この評価においてほしくないでいただきたいということで再度答弁をお願いします。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 昨年の会合、保険法の改正の大きなものには、やはりその制度の持続の可能性ということでおっしゃられるように、費用の抑制というものを、その中ではうたってきております。ただ、自立を促すといえますか、自立していくことを伸ばしていくということは、基本的には、その方にとってはいい方向のことですので、そこをきちっと支援をしていくということはいいいことだと思います。一方的にサービスを切るとかではなくて、そういう予防事業のことによって、そういう自立がしていけるというのはいい方向だと思いますので、そこについてはしっかりやっていかなければいけない。ただ、介護度の要介護認定というものと、そこは意図的に結びつけるということはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 次、2点目なのですが、届出が必要な生活援助の回数、4月から10月と書いてますけれども、これ現在でも利用制限が必要な届出というのはなかったですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回言われている部分では、その回数が多い部分についてのものについては、今後マニュアルなんかが出てまいりますので、それができて、それが示された段階で10月から実施をするということで、今回のこういう届出の制度については、あくまでことしの10月からとなっております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 その中で、まだはっきり多分していないのかなと思うのですが、上限設定というのはされる見込みになっているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 上限というのではなくて、今、言われているのは、全国平均利用回数プラス2、標準検査と言っているのですね。実は、この部分って本当に何なのかというのは、まだ分からない状況なのです。

今、押さえているのは、そういう数字というのは出てくると思います。ただ、それが、その出てきたもので、例えば、30日、1カ月ありますけれども、30日を超えて、さらに60回ですとか50回ですとか、極端な話100回使っていると。100回ヘルパーさんが訪問をするというような状況が出てきたときに、そういうものを一律切るといようなことの話ではなくて、その数字的なものはこれから出てくると思いますけれども、そこを超えた

部分で、それがどういう状況なのかというところをケアマネージャーから町のほうに、そういう届出をしてもらって、それを地域ケア会議等で検討していくという制度になっていますので、制限の数字が出てきて、それで一律そこで切られるという形にはなっていないということです、その辺、ご理解いただきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私がちょっと今、心配をしているのでは、昨年10月に行われた財政制度等審議会、この中で、生活援助の実態調査結果というのが報告されました。この中で、月100回を超える利用者がいるということが指摘をされているのですね。まるでその方が必要だから100回という利用をされているのですけれども、こういった多くの回数を利用するのが悪いことかのような、そんなふうに、私、これ受けとめられるのです。今回、その利用者に合わせて設定をするというのですか。検討をするということでは、言われていましたけれども、当町では必要に応じた利用回数、例えば、90時間、100時間となってもきちんと利用者さんが必要であれば、それはきちんと確保していくという考え方をされているということの確認をしたいのですが、どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 当町で利用されている方で、実は、60回、80回という方もいらっしゃいます。その方の状況を見ますと、それは、その方の状況を見たときには、もうその回数が必要だということが、私どもはその方の状況を見ると必要だと判断ができる、その方の状況なのですね。そういう状況をきちんと、そういう検討する会議の中できちんと話をして、そして、それが認められれば、それは必要な回数だとなると思うのですけれども、ただ、そのマニュアルというのが実際にはまだ出てきていませんので、そこはもうちょっとその辺の状況が確認できないと言えないのですけれども、ただ、その人が必要なので、そういう回数の派遣があるということで、必要ないのに派遣しているということでは、その状況を見ますとありませんので、そこはそういうマニュアルに出てきた段階で、その後、きちんと整理をして、そういう方が困らないように、きちんとやっていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 マニュアルがどういう形で出てくるのか分からないということですが、マニュアルが出されても、やはり、今、課長が言いましたように、その方にとって、利用者にとって必要な訪問回数、利用というのは確実にきちんと体制をとって訪問をするというような形を、これぜひとっていただきたい。マニュアルどおりではなくて、課長、今、言いましたけれども、必要に応じてその利用者さんに必要なことをやっていくということ、当町ではこれからも実行していくということを確認をしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その利用者の方にはいろいろなケースがありまして、そして、本来、施設とかの利用されたほうがいいのではないかというような方も、本人のかたくなな拒否によって自宅にいる方もいらっしゃるんですね。そういう方というのは、当然、私どもが施設ですとかと考えるときというと、やはり介護度もそれなりに高いですし、というようなことがありますので、そういうものも含めて、トータルとして考えていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 次、3番にいきたいのですけれども、これ、包括支援センターの体制5名にふやしたということでもありますけれども、私の中でのイメージというのですか。一般的に包括センターは3人1組でチームを組んで事に当たっているのではないのかなど、これ一般的なイメージなのですけれども、というイメージがあったのですけれども、当町のこの体制というのは、そういうチームを組んでとかではなくて、ここに役割を定めて行っているということによろしいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 3人1組ということではなくて、三つの職種を配置するということで、保健師、社会福祉士、それから、ケアマネージャーということになります。その5人の体制の中には、社会福祉士、それから、保健師と、それから、ケアマネージャーと。ケアマネージャーが主任ケアマネージャーとケアマネージャー、それから、社会福祉士と保健師と、それぞれそういう資格を持った職員が5人配置されているという状況です。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで対応していけるということなのですからけれども、これ現在、何件ぐらい担当しているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ちょっとその担当の件数というのはあれなのですけれども、包括支援センターは高齢者の方々の全ての相談なんかを受けることになります。

その中で介護保険につながっていく方。それから、介護予防のほうにつながっていく方。それから、町で行っている単独のサービスの事業につながっていく方。それぞれいるわけです。それらの本当に総合的な窓口で、そこでそれぞれ仕分けをしますといいますか、つながるほうにそれぞれやって、それから自分たちで直接対応をするケースも当然ありますし、一概に件数でということとはちょっと実態が違うのかなと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 はい、分かりました。

対応していけるということですので、体制しっかりこれからも整えながら対応していただきたいと思います。

やはりこれから地域ケアというものがとても重要な役割を果たすというふうに思うのですね。それで、ここで現在でもやはりヘルパーさんだとか、介護従事者の不足というのがすごく言われています。それで、今、政府のほうでも現行のヘルパーの初任者研修の研修時間を減らすですとか、介護ロボットの導入ですとかいろいろな案を出してきているようだけれども、例えば、当町の施設内で働きやすい工夫というのでしょうかね。人材不足ですから人材が集まるような、そして、そこで働き続けられるようなやはり工夫というものが必要になってくるのではないかと。国任せということではなくて。いろいろな施設なんかでは、その施設内でやはり働きやすい工夫というものをしているというようなことがあったりですとか、あるいは自治体として、例えば、ひとり親家庭の介護従事者には月額2万円の支給をするですとか、介護サービス事業所に就職して5年間限定で支給金を支給するですとか、やはりその自治体独自の支援策というのでしょうか。そういったものを構築して介護人材を確保する、減らさないという取り組みをしている自治体というのも、今、ふえてきているのです。当町としてもそういった町独自の取り組み、支援策というものを考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 働きやすい工夫ということで介護福祉士、それから、ヘルパーの研修を受けた方、その方たちがホームヘルパー等の仕事に携わることになりますけれども、そのそれぞれの事業所として雇っている中での取り組みですので、町がそこにプラスしてというところは今のところ考えておりません。国がそういう職種の方の賃金を上げる対策というのは、ここ何年間かとってきておりますので、そういった中での取り組みで、今、実施がされておりますので、そこはそういう中でやってもらうということになると思っております。

ただ、研修を受けやすくするですとかということについては、町もできることがありますので、そこはいろいろ事業者のほうと相談をしながらやって、今までもやってきております。

ただ、なかなか社会福祉協議会がやっている、そのヘルパーの講習なんかでもなかなか仕事につくことに結びついていないという状況はありますので、今回は、今、学校法人でその研修を受けた方たちの、一度、その仕事についての方たちのフォローアップ研修というのがあります。その方たちは、そういうものを受けてステップアップしていくことになりますので、そういうのを受けるためには、休んで行かなければいけないという状況になりますので、それは学校法人のほうと相談をさせていただいて、それを厚岸町に来てやっていただくというようなことも、今、相談して本年度やろうと思っております。そういう取り組みを一つ一つやっていく、今のところはそういうことで考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 町としてもいろいろ考えて取り組みはされていると思いますけれども、なかなか今、国が実施している施策というのは効果が見えてこないということもありますので、今後もぜひ町で取り組めること、できることというのは積極的にやはり取り組んでいていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、必要であれば介護従事者の方への働いてもらうため、あるいは働き続けていただくための町としての独自の支援金ですとか、そういったことも考えていただきたいなと考えるのですが、そういった点についてはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） いろいろな取り組みについては相談をしながらやっていきたいと思えます。

支援金につきましては、今、国が実施している加算ですかというようなところで、それなりの賃金の水準にきているという部分も、実は、厚岸町内の事業所の中にはあります。そうすると単純に支援金をプラスして、どうなのかなという部分はありますので、今の段階では、そのことは考えておりません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 しっかりその辺も調査していただいて必要な手だてをとっていただくということを再度求めたいと思います。

次にいきます。2点目ですけれども、宅地擁壁等の危険度調査防災対策というところで、これ現在もパトロールをしているということですが、この安全点検というのでしょうか。これはどのようにされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） この安全点検でございますけれども、この擁壁だけの調査ということではなく、道路を調査することによって、それに隣接する形であれだけ擁壁等もついているものですから、その辺のまずは目視での確認ということで行っております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 すごいいろいろな種類がありますよね。この擁壁だけ見てもすごいいろいろな種類があるのだなと改めて思ったのですけれども、目視で、これいろいろな形になるものというのが、全てこれは危険ではないかというような、そういった判断というのはできるものなのではないでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） この擁壁にもコンクリートから、あとは通常の崖であれば石積みであつたり、いろいろなタイプあります。ただ、このコンクリートであれば、一般的にコンクリートの表面を見れば、コンクリートのひび割れ等でも判断できますし、また、石積み、要はブロック積みであれば、そのブロックが抜け落ちたり何とかという形での確認もできます。

今回、この質問にあります、拡充の内容を改めて説明させていただきますが、高さが2メートル、その上に立っている個数が2個以上、また、この制度の概要、少し詳しいものを見てもみますと、要はつくってから20年以上経過したもの。具体的に、この要は要件が示されています。今、これ全てを全部この年数までということは確認はしておりませんが、1回目の町長答弁にもありましたが、通常の道路パトロールの中で分かる範囲で今現在、調査をやっているという状況です。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 熊本の地震などでは宅地擁壁、これが倒壊した、そういったことで影響を与えた、あるいは完成するのにもすごく時間がかかったというようなことも言われておりますので、今すぐは全部ということは確かにできないと思いますけれども、ぜひ調査というところを続けていっていただきたいなと思います。そして、必要であれば調査をしっかりと施工をまたしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 引き続き、この道路パトロールを中心に必要な場所が確認されたのであれば、それなりに対応をしてまいります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで次ですけれども、学校の分野のところに行きたいと思えます。

学校の危険度調査というものがありますけれども、これ学校の中で施設防災避難場所としての取り組みというのですか。そういった内容的なマニュアルというものは、これ各学校などで作成されているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 各学校においては、それぞれマニュアルなるものをつくっております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員　それで、今回、さまざまな点から支援がされるということで、たくさんの内容が出されているのですけれども、特に耐震化についてはされているということですが、耐火性、あるいはバリアフリー化というものが、これからやはり必要になってくるのではないかと思います。この耐火性、あるいは耐熱性、バリアフリーを設置することについてはどのようにお考えでしょうか。

●議長（佐藤議員）　管理課長。

●管理課長（高橋課長）　通常学校生活を送る上でのバリアフリー化、もしくは耐火性等は今現在も満たされていると考えますが、国から示された、この防災拠点機能という部分については、その辺はまだ十分な方法はされていませんし、防災拠点に指定されるということになりますと、学校だけの話ではありませんので、その辺の状況は、今後、教育長の答弁にもありましたけれども、学校の施設の状況を把握した上で、町長部局の防災担当のほうとも協議して進めていかなければならないかなと考えております。

●議長（佐藤議員）　12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員　報道などでは、いつ大規模な地震が起こっても不思議ではないというようなことも報道されていますので、ぜひ早急に強靱化計画、どうしていくのかというような計画なども進めていただきたと思います。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員）　管理課長。

●管理課長（高橋課長）　学校は、まさしく児童生徒が多く時間を過ごす場所でありまして、その辺の安全性については十分配慮したいと考えております。

先ほど申しましたとおり、この防災の観点での部分につきましては、今回、この国から示された部分につきましては、実は、避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査というものが昨年ありまして、その中で学校としてというよりも防災拠点として、例えば、貯水槽があるかどうか、無線があるかどうか、そういう部分の調査をした内容であります。それを受けて、この国のほうで、今回、この考え方が示されたと理解しております。その辺も踏まえまして担当部局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤議員）　12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員　担当、そして、地域の方も避難をしていくわけですから、やはりその地域の方なんかともしっかりと協議の場を持っていただきたと思います。その上で、協労という意味でも、そういった点で、ぜひこういった強化を進めていただきたいなと思います。

それで、もう一つの通学路の安全対策なのですけれども、これは行っているということですが、例えば、同じ通学路に指定されていたところでも夏場、あるいは冬場によってその危険度ですとか、見通しですとか、そういった違いが出てくるのではないかなと考える

のですが、その点、その季節に応じた、あるいは昼、日中ですとか、夜間ですとか、そういった安全点検というのはどのようにされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 先ほど、教育長から答弁させていただいた部分につきましては、役場の関係か、あるいは国の機関が入って日中に点検をしております。夜間ですとか、冬期間の部分については地域の方とか、保護者の方からもいろいろな意見をいただく場合があります。例えば、冬期間ですとこの地区の除雪がおそいですとか、この歩道がちょっと狭いのではないのかというような報告という部分もございます。その際は、建設課のほうにもお願いして、その部分の改善につとめておりますし、夜間の部分についても、例えば、学校周辺で暗い部分があるとかという部分についても、学校のほうでは把握した部分については、こちらのほうに要望が上がってきて街灯つけるなりというような対応はしておりますので、今後もそのように適切に進めていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 以上で、佐々木亮子議員の一般質問を終わります。
休憩します。

午後 1 時40分休憩

午後 1 時41分再開

●副議長（大野議員） 再開いたします。

次に、8番南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 平成30年第1回定例会に当たりまして、通告してあります4項目について一般質問を行います。

はじめに、本町出身、金メダリスト佐藤綾乃選手についてでございます。私も本町主催パブリックビューイングのほうに三度参加させていただきました。特にパシュートの決勝戦、興奮して手に汗して応援をしまりました。綾乃さんの平昌冬季オリンピックでの活躍は町民に大きな希望と勇気を与えてくれました。本町初のオリンピック選手、21歳と73日で冬季オリンピック史上、日本女性最年少の金メダリストになりました。その功績、まことに大きく厚岸町の誇りであります。ぜひこの快挙にふさわしい対応が必要と考えます。町長は昨日の町政執行方針で、厚岸町特別表彰規則で最高である栄誉賞を贈ると申されましたが、この対応についてお尋ねをさせていただきます。

次に、子育て支援についてでございます。

町長は、厚岸町の新年恒例会、町長の町政報告会、さらには昨日の執行方針でも子育て支援に積極的に取り組むと明言をされております。私も本町の将来を鑑みるに必要不可欠であると考えます。しっかり取り組んでいただきたいと思います。その上でお尋ねをさせていた

だきます。

平成30年度は現状と比較し、子育て支援策は何かどのように変わるのか、また、財政負担はどのくらいになるのかお尋ねをいたします。

地震津波対策について質問いたします。

ちょうど今から7年前、3月11日、大きな地震で本定例会も中断をいたしました。私は、この年の10月に仙台からフェリーで仙台まで行きまして北上し、三陸の海岸線の被災状況を見てまいりましたし、その後、二度、三陸の海岸を被害状況とその悲惨さについて見聞きしてきております。その様子は想像を超えるものでございました。今年になって政府の地震調査委員会は、千島海溝沿いでは根室沖でマグニチュード7.8から8.5程度の地震が30年以内に起きる確率70から80%にアップしております。この発表を受けて関係機関との連携など対策本部の運営方法や避難訓練はどうなるのか、お尋ねをいたします。

4点目でございます。町立厚岸病院の出入り口についてでございます。

町立病院の駐車場は、前側の駐車場でございますが、非常に狭く病院裏側の駐車場を余儀なくされておるのが現状でございます。裏側の駐車場からは、あみかとの連絡路の出入り口についての引き戸の入り口を利用しておるわけでございますが、ここの引き戸、重くて健常者であれば問題はないのですけれども、障害のある方、高齢者の方、そして、車椅子の方々は難儀をしております。また、介護職の方々も車椅子を押しての出入りは大変な苦勞をされております。正面玄関のように自動ドアにするなど改良が必要と考えます。いかがなものかお尋ねをさせていただき、1回目の質問といたします。

●副議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の本町出身の金メダリストについて、金メダル獲得にふさわしい対応が必要と考えますが、いかがですかについてであります。町ではスポーツ、文化、芸術などの分野において、国際的、全国的に輝かしい活躍をした方などに対し、町長が表彰する厚岸町特別表彰制度を昨年3月に創設いたしました。

制度創設後、第1号の特別表彰として、今シーズン、スピードスケートワールドカップ第1戦において、厚岸町出身の選手が金メダル二つ、そのうち一つは世界新記録を樹立し、さらに第4戦では世界記録を再更新し、金メダル一つを加える偉業をなし遂げられ、町は昨年12月31日に町の特別表彰となる栄誉をたたえてを授与をいたしました。また、このたびは第23回冬季オリンピック・平昌大会第13日目の2月21日、スピードスケート女子団体追い抜き決勝で日本代表チームは、本町出身の選手を含む布陣でオリンピック新記録をマークして金メダルに輝きました。町としては大変すばらしい快挙をなし遂げた功績は大きく、日ごろの努力が結実したことが、町民を初め国民に深い感動と大きな夢と希望を与えたとして祝福するとともに、佐藤選手の帰朝する日に、今のところ3月24日に町の特別表彰において最上位となる栄誉賞を授与することにしております。

次に、2点目の子育て支援について平成30年度、町長は子育て支援を掲げていますが、現状と比較して何がどのように変わりますか。また、財政負担はどのくらいになります

かについてであります。まず、平成30年度からの新規事業について説明をいたします。

一つ目として厚岸保育所移転改築事業であります。

耐震性に問題があり、老朽化の進んでいる厚岸保育所については浸水区域外の高台へ2020年度の移転改築に向け、基本設計や用地造成に係る実施設計、地質調査を実施し、安全・安心な保育環境を整えるための施設整備に取り組んでまいります。予算額は2,762万2,000円としております。

二つ目として子育て応援交通費助成であります。

乳児を連れての外出は荷物が多くなりがちで、気軽に公共交通機関を利用するのが難しいところがあり、予防接種や健診などの必要な外出も面倒になることがあります。こうした子育て世帯の外出を身体的・経済的に支援するため、5,000円分のハイヤー券を交付するもので、予算額は26万円としております。

三つ目としてファミリーサポート利用料助成であります。

社会福祉協議会で実施している、ファミリーサポート事業は依頼する世帯の所得額に関係なく、利用料が一律となっております。世帯によっては利用料を負担に感じるところがあるため利用料を半額助成することで、会員の利便性と負担軽減を図り利用の拡大を目的とするものです。予算は4万7,000円としております。

続きまして、拡充事業であります。

一つ目は、次世代育成出産祝金についてであります。これまでは第3子、5万円、第4子以降、10万円の支給となっております。出産費用がかかるのは第1子からであり、その経済的負担を軽減するため第1子から一律10万円を支給するものです。また、養育者が厚岸町に1年以上居住していることという条件がついていますが、これについては廃止をいたします。予算額は470万円としております。

二つ目は、乳幼児等医療費の助成についてであります。これまで満12歳に達する日以後の最初の3月31日までのものについて、医療費助成の対象となる医療費から当該医療に係る保険給付の額と他の法令等の規定により、国または地方公共団体等による医療に関する給付を控除した額の残りの額について助成を行い、実質的な医療費の無料化を行ってまいりましたが、平成30年8月から名称を子ども医療費の助成に改め、医療助成を行う受給資格者の対象範囲を、満18歳に対する日以後の最初の3月31日までのものに拡大しようとするものとあわせて重度心身障害者及びひとり親家庭等に係る医療費についても同年齢まで無料化を行おうとするものであります。

この制度の拡大をするために新たに必要となる財政負担は、平成30年度当初予算ベースで6カ月分として約600万円、次年度以降の1年間分で試算すると約1,200万円としております。

続いて、3点目の地震津波対策について、政府の地震調査委員会からマグニチュード7.8から8.5程度の地震が30年以内に起きる確率が70%から80%ほどになりましたという発表を受けて、関係機関との連携など対策本部の運営方法や避難訓練はどうなりますかについてであります。昨年12月19日に、政府の地震調査委員会から千島海溝沿いの地震活動の長期評価による今後30年以内の地震発生確率等の発表がなされました。

この発表を前に、文部科学省が11月13日に釧路地方合同庁舎において事前説明会を開催し、概要の説明がありました。

説明会では、プレート間巨大地震として根室沖で地震発生確率が70%程度、ひとまわり小さいプレート間地震として十勝沖・根室沖で80%程度であると説明されました。また、日本海溝沿いで東日本大震災マグニチュード9.0の超巨大地震が起きたことを踏まえ、マグニチュード8.8以上の地震が、今後30年以内に発生する確率は7%から40%と評価し、17世紀の前回地震から400年程度経過しており、切迫性が高いというものであります。

町としては政府調査委員会の発表を冷静に受けとめ、今後、北海道では内閣府が作成する被害想定をもとに、その結果次第では、津波浸水予測の見直しを検討することが予想されますが、平成24年度に北海道が公表した最大クラスの津波に対応した対策本部の運営訓練と避難訓練を行っており、引き続き消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携し、避難率向上に向けて取り組みを進めることとしております。

一方で、根室沖を震源とする地震の発生率が60%から80%程度を70%から80%程度に引き上げられた点については、決して低い数字ではないことから、町民の皆さんにも日ごろから自助や共助を意識し、災害に備えてほしいことを、これまで以上に呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、4点目の町立厚岸病院の出入り口について、町立病院の駐車場は狭く、病院裏側の駐車場を余儀なく利用していますが、裏側からはあみかとの連絡路の出入り口を使いますが、ここの戸は重く、健常者であれば問題ありませんが、障害者のある方や高齢者、車椅子の方々は難儀をしています。また、介護職の方々も車椅子を押しての出入りは大変です。正面玄関のように自動ドアになるなどの改良が必要と考えますが、いかがですかについてであります。保健福祉総合センターと町立厚岸病院を結ぶ渡り廊下の出入り口については、保健福祉総合センターの建設の際、病院との連携が不可欠であるため施設間を渡廊下で接続したことから、病院裏側の駐車場から病院へ出入りするために整備したのですが、整備に当たっては厚岸湖側からの風が非常に強く当たる場所であり、車椅子で利用する場合も踏まえ、自動ドアや通常のドアタイプ、引き戸タイプについて整備費用も含めて検討した結果、現在の通常のサイズより大きい引き戸の出入り口を整備したものであります。

一方、保健福祉総合センター側には、裏側駐車場からの出入り口にスロープと自動ドアが設置されており、多少、遠回りになりますが、渡り廊下を通過して病院へ行くこともできる状況になっております。

現状では、引き戸が大型のため戸車が消耗しやすく、引き戸が重いとの指摘を受けることもあり、注意をしながら必要に応じて修理をしている状況にありますが、今まで保健福祉課においても、町立病院においても自動ドアにしてほしいという要望は受けたことはありません。

しかし、実際に、病院表側の駐車場が満車の際は、車椅子の利用者やその介護者、高齢者等が病院裏側の出入り口を利用しており、不便がある状況は考えられますので、今後、利用の状況を確認し、必要性について検討してまいりたいと考えております。

なお、2点目の子育て支援についてのうち教育委員会が所管する事項については、教育長から答弁があります。

●副議長（大野議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは教育委員会所管の子育て支援策についてお答えいたします。

はじめに、新規事業であります。

一つ目は、修学旅行費助成事業であります。

児童生徒の修学旅行参加に当たって修学旅行対象経費の2分の1を助成するものであり、保護者の負担を軽減するものであります。予算額は278万7,000円としております。

二つ目は、学校司書配置であります。

学校図書館を児童の豊かな情操を育む場、あわせて学習する場として教育環境を充実させるために小学校に学校司書1名を配置するものであります。

学校司書の配置により、学校図書館が活性化され児童の読書への関心も高まることが期待できるものであります。予算額は250万円としております。

三つ目は、中学生、高校生パソコン講座事業であります。

夏休み、冬休みを利用し、翔洋高校を会場として町内の中学生及び高校生を対象としたパソコン講座を無料で開催し、中学生にはIT技術の基礎知識を習得させ、高校生にはより高いIT技術を身につけさせるものであります。事業実施により中学生及び高校生のIT能力向上に大いに寄与するものであります。予算額は21万6,000円としております。

続きまして、拡充事業であります。

一つ目は、学校教材購入費保護者負担軽減であります。

学校で使用する教材購入の経費として、現在は1人当たり小学生3,500円、中学生7,000円を上限として助成しておりますが、平成30年度は個人所有物となる教材以外を全額公費負担とするもので、これにより一層の保護者の負担軽減となるものです。予算額は667万6,000円としております。

二つ目は、要・準要保護児童生徒就学援助費の拡充であります。

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への支援については、現在、学用品費、通学用品費などを支給しておりますが、新たにPTA会費、生徒会費及びクラブ活動費を支給費目とし、一層、対象世帯の経済的負担が軽減されるものです。予算額は1,315万7,000円としております。

以上が、教育委員会所管の子育て支援策となります。

●副議長（大野議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 それぞれ4項目について答弁をいただいたわけですが、1点目から再質問をさせていただきます。

まず、メダリストの関係でございますが、町民の中にはパレードや祝賀会がどうなるのだろうと待望がございます。綾乃さんの今後の活躍を大いに期待する意味でも私は実施すべきと考えております。北見市では既にカー娘というのですか。テレビに出ているのですけれども、カーリングの女性に対して賞やパレードを実施しております。私、今回、この一般質問をさせていただきますたら、けさのテレビ、ニュースに既に厚岸町はパレードと祝賀会を開催するという私の答弁が入ったようで、私、見ていなかったのですけれども、この辺につい

て厚岸町はどのようにされるのかお尋ねをさせていただきます。

●副議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） このことについては既にマスコミ等を通じて、今、ご承知のことというお話がありました。詳しくは平昌冬季オリンピック日本代表、佐藤綾乃選手を応援する会というものがございます。

そこが主催しているいろいろな、今、ご指摘ありました行事について予定をいたしておるようであります。そこで、その答弁を事務局でございます教育委員会の体育振興課長から答弁をさせます。

●副議長（大野議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 佐藤綾乃選手を応援する会の事務局を体育振興課のほうで担っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、今回の佐藤選手のオリンピック出場と金メダルの獲得に関連しまして応援する会といたしましては、祝賀会と凱旋パレードを実施することで現在、準備を進めております。

日程といたしましては3月24日、土曜日ですけれども、佐藤選手の帰省に合わせ3月24日の午後1時半から祝賀パレードを開催し、並びに祝賀会につきましては生活改善センターのほうで実施を予定しております。祝賀会につきましては申し込み等を不要として会費も無料とし、どなたでも参加ができる、参加者を特定せず、誰でも参加できるような形で進めたいと考えておりました、多くの町民の皆さんに、このたびのメダル獲得をお祝いをしていただければというような祝賀会にしていきたいと考えております。南谷議員はもとより議員各位におかれましても、ぜひともご出席を賜り、佐藤選手にお祝いの言葉をかけていただきますれば幸いに存じますので、よろしく願いいたします。

●副議長（大野議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 しっかり取り組んでいただきましたと思います。

確認させていただくのですが、祝賀会は3月24日という理解でよろしいのですか。パレードは午後からというのは伺ったのですけれども、祝賀会はまだ未定なのでしょうか。

●副議長（大野議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 凱旋パレード及び祝賀会、いずれも3月24日の日に実施を予定しております。

●副議長（大野議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。子育て支援についてお尋ねをさせていただきます。

町長は、平成30年度、本当に腰を入れてこの子育て支援に取り組むのだということが、先ほどの答弁でよく理解をさせていただきました。私、資料要求をしておったのですけれども、この資料のほうを見ていただきましたと思います。この2枚のつづりなののですけれども、これをずっと資料をいただいてから見ていただいたのですけれども、この確認をさせていただきたいと思います。

まず、この1ページ目なのですが、厚岸保育所移転改築事業2,762万2,000円、これ調査費、実施設計の費用だよと。これはハードの分だよと。それ以外の、ここ6項目ありますが、5項目、これが新規事業、ソフト面で5つの新規事業をやられると。この5事業で581万6,000円なのですね。新規の部分で、30年度の事業費がソフト面での新規の事業をやることで581万6,000円。それから、本町独自の上乗せ、2枚目のほうなののですけれども、この5事業をやることで上乗せ部分、これ私らに試算をさせていただいたのですけれども、1,689万5,000円、1ページ、2ページ合わせまして、合計で2,271万1,000円、この多くが一般会計からの支出というふうに理解をさせていただきました。

さらに、この2枚目の2乳幼児の関係、先ほど説明がありました。600万ほど、622万2,000円、これは8月からの分だから、31年からはこの倍になるよと。そうしますと、平成30年は、この600万円の分も合わせまして、30年は2,271万1,000円。それから、30年は2,270万円で、31年からは600万足して2,890万円ぐらい一般会計からの支出になりますよと。これだけの一般会計の持ち出しになるということで理解をさせていただいたのですけれども、数字的にいかがですか。

●副議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（石塚議員） 資料の2枚目の2番と3番の乳幼児医療等医療費助成、それから、重度心身障害者及びひとり親家庭と医療費助成につきましては、ご質問者おっしゃられるとおり、平成30年度については8月からの実施を予定していますので、8月診療分からですと10月からの請求ということで、6カ月分を約600万円を計上させていただいております。

31年度になりますと医療費、変動はありますけれども、今現在の試算では、その倍となる1,200万円が、町長の答弁でもありましたとおり、拡大されると。その分については全て一般財源になるということになってございます。

●副議長（大野議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 単年度会計で、厚岸町独自の政策として2,200万円、来年からは2,800万円ほどの一般会計の持ち出しだよ。この辺について税財政課のほうでは、どのように捉えているのかお尋ねさせていただきます。

●副議長（大野議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今回のこの子育て支援につきましては、町長の方針のもとで今年から積極的に取り組みたいということになった事項でございますけれども、この分につきま

しては、議員もご承知のとおり、この財源につきましては一般財源という中ではございますけれども、そういった中でも、今のふるさと納税というもので厚岸町に寄附をしていただいている額が相当分ございますので、原資とすれば、このふるさと納税の基金を使いまして、こういった事業をやりたいということで、その財源としているということでございます。ふるさと納税につきましては厚岸町にとって、こういったものに使ってほしいという気持ちを含めて寄附金をいただいておりますので、その気持ちに応える意味で、少子化の部分も含めて子育て支援のほうに、積極的にそういった生きたお金を使わせていただきたいということの意味も含めて、この基金を使わせていただいているという内容になってございます。

●副議長（大野議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 私は、その使っているお金が多いのか少ないのか、そんな議論ではないのですよ。やはり厚岸町の将来を考えると、やはり子育て支援をして厚岸町に人口を少し、子育てお母さんたちが将来の厚岸に将来を担っていただける子どもたちのために使う、そのこともしっかりふるさと納税に協力している方々に、こういうことだよということをきちっと訴えていただきたい、かように思いますし、各事業、それぞれしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

●副議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほどの数字であります、多分、ハード事業とソフト事業を分けての数字ではなかろうかと、そのように考えるわけでありまして、私といたしましては、子育て世帯並びに子どもたち、厚岸の宝であります。今日の厚岸町は大変厳しい財政状況にあるわけでありまして、この点についてはしっかりと取り組んでいきたい。

平成30年度の当初予算においては、私自体はまだまだやりたいことたくさんあります。これについては、財政状況を踏まえながらさらに検討してまいりたい、そのように考えておるわけございまして、そういう意味におきましては平成30年度の予算の重点項目として、とりあえずスタートしたということをご理解いただければと、かように思っております。

●副議長（大野議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

地震津波対策でございます。

3.11のとき、女川では行方不明者と死亡者を合わせまして900人以上。石巻はもっと多く犠牲者を出しております。東北では、今、非常に高く幅が14メートル以上の大防潮堤を400キロにわたって工事を進めております。本町は海の恵みを受ける厚岸町でございまして、このような防潮堤はありません。

防災指導は、まず自分の命は自分が守ることが、私は一番大事だと考えます。そのような指導をしていただきたいと思います。本町は避難訓練もしておるわけございまして、私も参加

をさせていただいておるわけですが、私が思うに大災害時の対策本部の運営方法でございませう。道のほうでは防災マスターの指導を実施しておりますし、この災害本部の運営状況、これらの指導というのですか。これらについての道のほうの対策本部もありますし、これらについて指導もしております。また、白糠町においても防災課を設置しております。本町は、白糠もそうなのですけれども、町長が対策本部長になって、このような規約もつくって、いざというときに対策本部を設置する説明を委員会としても一度受けております。

ですけれども、通常避難訓練、自衛隊や警察、消防との合同の避難訓練をされておりますけれども、大災害時、まず人が助かなければならぬ、そういうときの訓練、町長を筆頭に、役場の職員でほとんどの対策本部というのは構成されていると思うのですけれども、いざというとき、多くの課題が発生します。瞬時にそれぞれ対応しなければならぬ。自衛隊や警察、消防との連携、多くの課題があると思います。これらにどう対応していくかという訓練も、やはり私は必要ではないのかなと、かように考えますが、この辺についての発生率が上がったわけですから、やはりこういう情報を受けて避難訓練、町民と一緒に今までだけではなくて、町長自ら役場庁舎の職員を含めて、どういう体制をとるべきかを、実際に連携とれるような体制、いろいろなことを想定してできることから、私は目先を変えるべきではないかなと、かように思うのですが、いかがでしょうか。

●副議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 大津波が来た場合に、厚岸町は大変な状況になりますことはご承知のとおりであります。3月11日を迎えようといたしておりますが、間もなく東日本大震災から7年を迎えるところであります。改めて、その恐ろしさを感じながら安全・安心なまちづくりはもちろん、いざという場合の対応をしなければならぬ、決意も新たにさせていただいているところでございます。

厚岸町の海岸線は約47キロございませう。非常に長い状況にあるわけございまして、そういう中で、いざという場合の町長の責務、極めて大きいものがあると思っております。町内における職員も当然であります。非常態勢を持ってその対応に当たらなければならぬわけございまして、そのための庁内自体の、これは津波だけのみならず、火災もあります。さらに、その他の災害もあります。日ごろからその気持ちを持ちながら災害訓練をしていかなければならぬわけございまして、課題等につきましては、庁内の火災という意味でもありますが、10月には職員独自の訓練を行っております。

さらにはまた、町民上げての訓練の際にも町職員を上げての訓練もさせていただいておるところでございませう。しかしながら、まだまだ災害というのは多様性がございませう。いろいろなことを考えながら避難訓練をしていかなければならぬ時代を迎えておるわけございまして、速やかにその対応ができるように、これからは新たな決意を持って、職員を含めて訓練をしていかなければならぬし、また、町長自体としての、再度申し上げますが、責務というものが極めて大きい、その認識を持って、これから職員ともども訓練はもちろんのこと、有事につないでまいりたい、そのように考えております。

●副議長（大野議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 町長のその前向きな答弁を伺ったのですけれども、発生率が非常に高くなってきた。だから、町民を巻き込んで大きな避難訓練をするというのはなかなか大変かもしれません。ですけれども、副町長をはじめ管理職の皆さんやデスクワークの上でも、こういう場合はこうだとか、警察とか自衛隊とか、そういう連携をとれるようなことも、やはり少し今までと違った角度で取り組めるものから、きちんと取り組んでいただきたいなど、かように思います。

その上でお尋ねをさせていただきます。先ほどの答弁で、避難訓練について教育関係から答弁がありませんでした。非常に残念でございます。私は将来を担う子どもたちの避難というものは非常に気になっておるところでございます。避難訓練はどのようなのですかとお尋ねしてあるのですよね、文言で、1行ですけれども。そういう意味では、今までも学校教育の中でしっかり取り組んでおられると思います。私は、子どもたちの災害訓練は、まずは自分の身は自分で守ることが、家族も子どもたちが自分の身を守っているんだと、そういうふうに信じるのが2次災害を防ぐことだと考えております。そういうことをしっかり教育の中で指導していくべきだと考えますが、教育関係の避難訓練というのは、こういうふうに新たな時代を迎えたわけでございますから、この辺の考え方について改めてお尋ねをさせていただきます。

- 副議長（大野議員） 指導室長。

- 指導室長（山田室長） 児童生徒の関係に係りまして、指導室のほうからお答えさせていただきたいと思います。

現在、町内の小中学校全てにおいて、1年間で複数回の避難訓練を実施しております。特に、この臨海地域に立地しております厚岸小学校、真龍小学校、厚岸中学校、真龍中学校、この4校においては緊急時に対処できるように、それぞれマニュアルを作成しております。特に地震、津波から命を守る、そういうことのための指導が継続的に行われております。また、このマニュアルに関しては、誌面や学校ホームページ、こちらのほうに掲載させていただきまして、保護者にも周知させていただいております。それによって、子どもたちはどこに避難をするのか、そういう情報を共有させていただいております。

この内容ですけれども、学校での授業中の場合、登下校中の場合、そして、登校前の場合、この3パターンでの対応を示させていただいております。特に登下校中の災害発生についてです。これは、議員、ご指摘のとおり、みずからの判断で直近の避難指定場所に逃げる、このように学校では指導しているところであります。なお、スクールバスを利用している児童生徒もいるわけです。これらの児童生徒につきましては、運転手の判断において速やかに直近の避難指定場所のほうに向かっていただくということになっております。よろしく願いいたします。

- 副議長（大野議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 しっかり取り組んでいるということなのでございますが、それぞれ学校のほう、

パターンを考えて取り組んでいる。今後もこういう機会がございますから、新たな発表になったので、なお一層継続して取り組んでいただきたいと思います。

その上で次にまいります。病院の入り口でございます。

先ほどの答弁ですと、将来検討するよというふうにはどうでもとれるのですよね。当面はこのままですと、こういうことなのでしょうかね。実は、私もそういう町民の声を聞いて3日通いました。そうしましたら、あるお母さんが、お母さんどうですか、健康そうなお母さんだったのですけれども、今時期は外は寒い、足元は悪いし、そして、雪の降る日もあるし、吹雪の日もあるんですよ。あなたは普通に開けるから何も感じないのでしょうか。でも、私にとっては大変なんです。非常にショックを受けました。

町長、あそこから通ったことありますか。非常に重いのですよ。あの戸自体が重いから、なるほどなと思いました。私は、後からあみかができたから、駐車場が途切れちゃったのですよ。前だけでは狭いから後ろに駐車するわけですよ。私は、あみかでなくて病院の問題だと思っているのですよ。あみかの通路に、確かにあみかの連絡路もあります。それにこの介護職の皆さん、最近はこの近年、介護福祉に働くお母さんたち多くなりました。お母さんやお姉さん、町民の皆さん、車椅子を押して、雨降りの日、一旦車椅子をそこに置いて戸を開けに行ってまた戻って入れなければならない。多くの障害があるわけでございますし、その戸車を押したのですけれども、一般通告書を出してからもまだ直っていません。もう少し軽くなると思うのですけれども、一向に、連絡路は聞きましたら、あみかのほうが管理するよと。ところが、あみかには財源ないと思うのですよね。病院であれば収支を持っている所管ですから、さっきの答弁ではないのですけれども、点検してなるべくその車を早目に取りかえてといっても、あみかには、僕はそういう修理費とか持っていないのではないかなと思うのです。

そういう意味では、病院でしっかり病院に来る利用者はほとんどが病院に出入りする患者さんであったり、通院する人であったり、そういう人が多いのですよ。そういう意味では、もっと病院のほうでしっかり出入り口というものを管理していただきな。できるだけ早く、自動ドアは無理でも、もっとまめに戸車を取りかえるとか、こういうことについてしっかり対応すべきだと思いますが、いかがですか。

●副議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

私も通ったことあります。そういう中で、実は、今回初めてなんです。第1回の答弁でも申し上げましたけれども、そういう中で、今、対応しているわけでありましたが、先ほどもお話しいたしましたとおり、つなぎ廊下をつくる際、または、あみかを建設する際、どういう方法がいいだろうかと、私の時代ではありませんけれども、いろいろと考えたようであります。

その結果、今日を迎えているということでございまして、私は何も考えなかったわけでありましたが、今、ご指摘があったわけでありまして、予算については、私は病院の管理者であり、また、あみかについては私の所管に相なるわけでありまして。

それぞれどちらにいたしましても予算を持たなければならないわけでありまして、

今回の質問を契機として、どういう方法がいいのか、検討をさせていただき、直ちにいい方向に向かいたい、向かわせていただきたいと、かように考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

- 副議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。
休憩します。

午後 2 時32分休憩

午後 3 時00分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。
3 番、堀議員の一般質問を行います。
3 番、堀議員。

- 堀議員 私は、さきに通告しておりました大きな2点について質問をいたします。

1 点目は、民法改正についてであります。昨年5月に成立し、施行日が平成32年4月1日と決定された民法の1部を改正する法律について、120年ぶりの大改正と言われる改正民法が、私たちの生活にも大きな影響を及ぼすことが予想される中、自治体実務においても、その影響は小さくないと言われております。そこで、総務省が提示している22の主な改正事項のうち自治体においても影響が大きいのではと考える事項について、次のとおり質問いたします。

アとしては、消滅時効に関する見直しにおける自治体実務に対する影響と対策。

イは、保証に関する見直しにおける自治体実務に対する影響と対策。

ウとして、約款（定型約款）に関する規定の新設における自治体実務に対する影響と対策。

エとして、意思能力制度の明文化における自治体実務に対する影響と対策。

オとしては、他の主な改正事項で示されている事項において、自治体実務に影響があると思われる事項には、どのようなものがあり、該当する部署がどこなのかをお示し願いたいと思います。

（2）といたしましては、改正民法は、その影響の大きさから、公布の日から3年を超えない日を施行日として平成32年4月1日と決定されたが、個人の権利及び財産に大きな影響を与えられることから、厚岸町においても条例改正等の行政手続が必要な場合、改正民法施行日と合わせた改正施行が必要と思われる、次のとおり質問いたします。

アは、改正民法に係る条例等の改正が必要と考えているかどうかです。

イとして、アで必要とした場合、十分な周知期間と事務移行期間が必要であると考えているが、改正条例案等の議会の提出は、いつごろを予定しているのかをお聞きします。

大きな2点目として、厚岸町中小企業振興基本条例についてお伺いします。

平成23年4月1日から施行された厚岸町中小企業振興基本条例について、条例第8条では、町は次に掲げる基本方針に基づき中小企業振興施策を講じるものとするとしているが、条例の施行から今日まで、条例中の基本方針とされる事項について、どのような施策が講じられ、その成果はどのようなものとなっているのかをお聞きします。

アは、中小企業者の経営の革新及び中小企業の創業の促進に関すること。

イ、中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。

ウ、中小企業者の人材の育成及び確保に関すること。

エ、中小企業者の経営基盤の強化を図ること。

オ、中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者と相互の連携その他の連携の促進を図ること。

カ、地域の資源の活用等による産業の発展及び創出を図ること。

(2) といたしまして、条例には町の役割のほか、中小企業者等の役割、大企業者の役割、町民の役割が定められておりますが、この条例自体、また、それぞれの役割等についても認識はまだまだ低いのだと思われまます。町では、このことについてどのように捉えているのかをお聞きします。

(3) といたしまして、条例第9条に定める厚岸町中小企業振興会議において、今日までどのような振興施策が調査審議され、厚岸町等の施策に反映、実施されているのかをお聞きします。

以上、よろしくお願ひいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、堀議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の民法改正についてであります。民法の債権関係の規定は、明治29年、1896年に民法が制定された後、121年間、ほとんど改正がされていませんでした。この間、我が国の社会経済は、取引量の増大、取引内容の複雑化、高度化、高齢化、情報伝達手段の発展など、さまざまな面で大きく変化していますので、取引に関するもっとも基本的なルールを定めている民法の規定を、社会経済の変化に対応させる必要がありました。また、民法が定める基本的なルールの中には、裁判や取引実務で通用していても、条文からは読みとりにくいものが少なくなく、法律の専門家でない国民一般にとって基本的なルールが分かりにくい状態となっていました。

そこで、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支えるもっとも基本的なことは、法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしました。改正の項目は、小さなものまで含めると合計200程度であります。

そこで、1点目の消滅時効に関する見直しにおける自治体実務に関する影響についてであります。業種ごとに異なっていて分かりにくかった短期消滅時効が廃止され、原則として債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年となっておりますが、今後、当町における私債権の統一的な時効管理が可能となる一方、同一債権で5年以外の時効期間が残る可能性があり、2つの消滅時効期間が並行するため債権管理に注意が必要となり、債権管理の際は、台帳を分けるなどの工夫をし、新旧消滅時効期間の混同を避ける対策が必要となります。そのため、対象債権を取り扱う担当課職員の研修等を行い、法改正に対応していくことが必要であると考えております。

次に、保証に関する見直しにおける自治体実務に対する影響についてであります。現行法においては、連帯保証人に対する履行請求は、主債務者にも効力を生じるものとされています。したがって、公営住宅の入居者に連帯保証人がいる場合、入居者が家賃を滞納したまま退去し、その行方が分からなくなったとき、連帯保証人に対して訴えを提起するという方法が考えられました。しかし、改正法においては、連帯保証人に対する履行請求の効力は、主債務者に及ばないこととなりました。よって、公営住宅の場合、連帯保証人に対して訴えを提起しても、主債務者に対する時効は進行を続けることとなり、当該時効が完成し、主債務者に時効を援用されると保証債務の附従性の性質により連帯保証債務も消滅してしまうこととなり、公営住宅入居の際に、連帯保証人に対して保証債務の履行請求をしたときは民法が妨げない範囲において、当該履行請求の効力は入居者に及ぶとする時効を十分に連帯保証人に説明をし、理解を求める対応が必要であると考えております。

保証人の保護の視点での改正では、主債務者の情報提供義務が規定され、町が中小企業等に事業資金を貸しつける際に、連帯保証人を求める場合、主債務者があらかじめみずからの財産や収支の状況などの情報を連帯保証人に提供しなければなりません。その手続を定め、適切に行われるよう資金貸付管理事務への影響が生じるものと考えております。また、個人を保証人として根保証契約を締結する場合、保証の限度額の定めがなければ、その効力が生じないこととされましたが、公営住宅家賃の滞納額は、初めから金額が決まっているわけではなく、滞納が続く限り金額が膨らみ続けます。このような債務を保証する契約は、根保証契約に該当することとなり、公営住宅の入居に当たり連帯保証人を求める場合、極度額、これは保証の上限を指しますが、改正民法には極度額の設定に関する規定がないことから、町において相当と認められる極度額の設定をする必要があります。このことにつきましては、少なくとも家賃の滞納が始まったときから明け渡しまでに必要な期間における債務は保証責務に含めるなど、規定の整備が必要であると考えております。

次に、約款（定型約款）に関する規定の新設における自治体実務に対する影響についてであります。定型約款については、ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、内容の全部または一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを定型取引と定義した上、この定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体であります。該当するものは、鉄道・バスの運賃約款、電気・ガスの供給約款、保険約款、インターネットサイトの利用規約等とされており、町の事務事業において該当するものがあるかどうか調査が終わっておらず、お示しすることはできませんので、ご理解願います。

次に、意思能力制度の明文化における自治体実務に対する影響についてであります。重度の認知症などにより判断能力を有しないで行った法律行為は無効であることが明記されましたが、町では、町民の皆さんに対して成年後見制度の活用などを推進しておりますので、関係機関とのさらなる連携強化が必要であると考えております。

次に、ほかの主な改正事項で示されている事項において、自治体実務に影響があると思われる事項には、どのようなものがあり、該当する部署はどこかについてあります。現在、総務課において改正民法に対応するための準備作業を始めようとしていると

ころであり、4月からは各課等への照会作業を行う予定であります。細部にわたる調査研究が必要でありますので、現在では、電算システムの改修が必要かどうかを含め、全ての課が該当するものと捉えた作業進行をする考えであり、具体的な部署までは把握できない状況でありますので、ご理解願います。

改正民法に係る条例等の改正は必要と考えているかについてであります。条例改正が必要となるのは、法定利率制度上の改正に伴う各種条例が対象になるのではないかと考えております。

次に、改正条例案等の議会への提出は、いつごろを予定しているのかについてであります。ただいま申し上げた法定利率制度上以外の条例改正の必要性についても、関係機関などに相談を行いながら作業を進め検討をさらに行った上で、住民周知や議会への提出時期を決定していきたいと考えております。もう少し時間をいただきたいと思っておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の厚岸町中小企業振興基本条例について、条例第8条基本方針では、次は次に掲げる基本方針に基づき中小企業振興施策を講ずるものとするとしているが、条例の施行から今日まで、条例中の基本方針とされる事項について、どのような施策が講じられ、その成果はどのようなものとなっているのかについてであります。中小企業者の経営の革新及び中小企業の創業の促進を図ることについては、厚岸町新産業創造等事業助成規則を制定して、新たな産業の創造に資する事業を対象に助成を行い、町内事業所が新たにレタスのハウス水耕栽培事業、民宿経営事業、隣地残材等の有効活用によるオガ粉生産事業に取り組まれております。また、厚岸町商工会の指導支援のもと国のものづくり補助金を受けて、工場設備の拡大や新たな工作機械の導入をするなどの動きもあります。

次に、中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ることについては、釧路工業技術センターの指導支援を受けて、これまで手作業で行っていた工場作業工程を機械化を進める開発に取り組んでいる事業者があります。

次に、中小企業者の人材の育成及び確保に関することについては、町として町内事業所の求人情報の一元化を図り、町のホームページで情報を開示して町内事業所の求人支援を行っております。現在10事業所が26人の求人希望を出しており、町内の事業所はもとより職を求める方にもさらに周知を図ってまいります。また、国の地方版ハローワーク制度の承認を取得して町内外の求職者と町内事業所求人とのマッチングも進めており、町内事業所の人手不足の解消支援を進めてまいります。町内事業者としても厚岸翔洋高校生の就業体験を受け入れるなど、地元採用への努力を図られております。

次に、中小企業者の経営基盤の強化を図ることについては、平成29年度において厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給制度と厚岸町中小企業融資制度の拡充を図り、釧路管内では最高の優遇支援策となる条例と規則の改正を行っております。この改正はすぐにあられ、前年度では、両制度を合わせて13件、2,370万円の融資実績でしたが、本年度現在で26件、1億9,323万円と、融資件数、融資額ともに大幅に増加し、町内事業所の経営基盤の強化に一定の支援効果をもたらしているものと考えております。

次に、中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ることについては、厚岸プレミアムつき商品券の発行助成の受け皿として厚岸湖

北商業連合会、厚岸町商店会、あつけしあやめスタンプ会の連携のもと発行、実施するなど、促進が図られております。

次に、地域の資源の活用等による産業の発展及び創出を図ることについては、漁業、農業の一次産品を加工、販売する町内全体で6次化を図る動きが活発化しており、そのアンテナショップ的役割を果たす、厚岸味覚ターミナル・コンキリエや厚岸漁業協同組合直売店などの取り扱いがふえ、町内事業所の売り上げ増に結びついております。

次に、条例には、町の役割のほか中小企業者等の役割（第5条）、大企業者等の役割（第6条）、町民の役割（第7条）が定められているが、この条例自体、また、それぞれの役割等についても認識はまだまだ低いのではと思われるが、町ではどのように捉えているかについてであります。本条例は基本的なことを明示した精神条例的要素が強く、それぞれの役割が全てに浸透していないかもしれませんが、実際の行動で徐々に広がりを見せているものと考えています。道内の商工会地区の151市町村のうち、同様の条例を制定しているのは46市町村であり、本町の取り組みはほかより劣るものではなく、今後、関係機関と連携してさらなる推進を図ってまいります。

次に、条例第9条に定める厚岸町中小企業振興会議において、今日までどのような振興策が調査審議され、厚岸町等の施策に反映、実施されてきているのかについてであります。本条例のもとどのように町内中小企業の振興を図るか、基本計画の中身が議論され、厚岸プレミアムつき商品券の発行や中小企業者向け町の融資制度の拡充などに反映されております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 もう少し時間が長くなるかなと思っていたのですけれども、案外時間があるので2回目以降の質問をさせていただきます。

まず民法についてです。本当に全項目で200以上の項目の改正があって、大変私たちの一般生活にも大きな影響が出てくるのだらうなと思えるのですけれども、本当に、要は法律ができてから、私たちずっとその中で、民法の中で生活して生きてきている中で、それがいきなり変わったからといっても、そこまで意識が向けられるのかというものが本当に困る問題ではあるのですよ。当たり前のように今までやっていたことが改正によって、今度から当たり前でなくなってしまうという可能性が出てしまうといった中では、本当に今までの事務事業とかも1からフラットな状態から新たに積み上げるぐらいの、細部に至る注意というものを行政側はしていかなければならないと思うのですよ。

そういった中で、今回、本当に主な改正事項というのが総務省民事局から出されていまして、その中の特に4点だけを抜き出した中でやったのですよね。短期消滅時効が廃止されというのは、本当にこれは比較的分かりやすいものといった中で、ただ、これにおける問題点というものもしっかりと理解されていると思えました。二つの消滅時効期間が並行するため、債権管理に注意が必要となるというのは確かにそのとおりのことですね。だから、今までのとおりのことをやっていたら後々問題が出てしまうというものなので、やはりここら辺の対策はしっかりと事務方の、その対象だけの、今はその人方だけでもいいのかもしれないけ

れども、当然、事務職員は異動というものもあります。そういった中で、やはり役場全体が、今回のこの改正というものに対しても大きな理解というものを、やはり深めていただかなければならないと思っております。

そういう点で本当に一つ一つ問題点を洗いざらい出していくとなると、本当にいっぱい時間がかかってしまっただけなのではあるのですが、短期消滅時効の廃止というものは、それについては、今、1回目の答弁でも示されておりますので、それについては分かりました。

次の保証に関する見直しなのですよ。連帯保証人の履行請求の効力は債務者に及ばないことになったのですけれども、これだけを読むと、えっ何のことというふうになるのですけれども、本当に保証人の保護というものが、今回の改正民法の中ではうたわれております。その中で、一番役場の事務として問題になってくるといったものが、ここで1回目の答弁でもあるのですけれども、町営住宅、連帯保証人に対する保証債務の履行請求というものが、どうなっていくのだと大きく懸念されているところであるのですよ。これについては、やはり国のほうの考え方というのは、まず現在、公営住宅法ですから建設省ですか。建設省側としては、国のほうとしては改正民法に係る公営住宅法に係る取り扱い、その改正の手續等が進むものなのかどうなのかという、まずこの点についてお聞きしたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） お答えします。

この民法改正に伴って、この公営住宅法も一部ちょっと内容的に変わってくると。今、ことし2月に北海道のほうからも文書が来まして、一応、公営住宅制度の中でも変わると、要は予想されるもの、このリストが私のほうにも来ていまして、これについては中身、精査をさせていただき、今後、対応してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 そうすると、国のほうでも徐々に影響のあるものの洗い出しといった中で、各自治体のほうにも流れていると。結構、法の中の改正項目というものはたくさんあるのかどうかというものが、今、私のほうでその文書がないので分からないのですけれども、1点、2点であれば、今、言ってもらってもいいのですけれども、多分、たくさんあるのだから、これについては、また後日、次回のときにでも聞きたいと思っておりますので、そのときまでに整理をぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

同じく、この連帯保証人の保証に関する見直しといった中で、今度は根保証の関係が出てきたのですよね。町営住宅の入居に当たっては連帯保証人を、連帯保証人というか2人以上の保証人をつけると条例でも定められているのですけれども、ここにも書いてあるとおり、今までは家賃の滞納がどんどんどんどん10カ月も1年間も20カ月もとなってきたときに、その連帯保証債務が際限なく膨らんでしまうというおそれがあったのですけれども、今度は、それについて保証人の保護という観点から、それができなくなったとなっております。ここでは極度額、根保証債権の極度額を定めると示されているのですよね。ここを考えたときに一番問題になるのが極度額の設定を、どうするのだというのが非常に問題になるところでは

ないのかなと思うのです。町営住宅については3カ月以上の家賃を滞納した場合については、明け渡し請求権というものが発生します。では、3カ月でいいのではないのか、3カ月分の家賃がたまった段階で、極度額とすればいいのではないのかと単純に思うのですが、実はそうもいかないと考えられるわけなのです。

当然、町営住宅の家賃は、毎年毎年、入居者の前年度収入によって変わるわけですから、入ったときに、例えば、30万なら30万円と定めておいても家賃が、案外もしかしたらもっと高くなって50万にも60万にもなるという可能性、これ今、極端ですけれども、3カ月考える中で、明け渡し請求権も3カ月で発生するのですけれども、では、3カ月たまったから、あなた、あしたからすぐ出ていってくださいともならない。当然、明け渡しが実行されるまでに、一月なり二月の猶予期間を設けなければならない。といったときに、その極度額の設定をどうするのか。また、設定のための金額というものをどうするのかという細部の決めようというものを、私は条例なりの中で、やはり今度はうたっていかなければならないと思うのですよ。

最後のほうの質問の中では、改正条例等のものについては、今のところ法定利率制度の条例改正が必要だと考えているのですけれども、私はそれだけでは済まないというふうに思うのですよね。この連帯保証の極度額の設定の仕方を、やはり条例の中でうたわなければいけないと。これはやはり個人の債権に係わるものですから、規則なりによるものではなく、しっかりと条例にうたうべきである。私はそのように思いますので、やはりこれも今後の研究の中で進めていただきたいと思います。

ちなみに、私がこの極度額を設定するような条例をつくるとした場合には、町営住宅には近傍同種家賃というものを、要するにこれ以上の家賃がふえない限度の金額が各住宅には定められているわけなのですから、近傍同種家賃の4カ月なり5カ月というものを極度額に設定する。そういう条例の制定が一番実務的なものではないかと思うのです。そうすれば単年度、単年度の所得の変動においても影響されることもないと思うわけなので、こういうものも参考にしながら、今後の条例改正等においても進めていっていただきたいなと思います。

それで、あと、定型約款についてなのです。これが非常に分かりづらい。冒頭言ったとおり、私たち今まで法律の中にどっぷりつかってといったら悪いのでしょうかけれども、当たり前だと思っていたものなのです。それが、今回、変わった中でも、特にこの定型約款については、いまいちこのものが定型約款なのだとは分かりづらいのですよね。行政実務の中においても、定型約款であるものは少なからず使っているようにも、なかなかこれが定型約款なのだということを、明示は今までもしてきていないわけなので、どこに波及してくるのか非常に分かりづらい。そういった中では、今後の事務事業の中の遺漏を防ぐためにも、ここら辺の研究はぜひ進めていただきたいと思います。例えば、建設省が示している標準建設工事約款がありますよね。それを使って云々こんぬん規定とかが、恐らく建設省サイドの中の様式の中にも出てくるものがあるはずなのです。そういったものが、やはりそのもので進める場合においても、その約款の説明や何かというものを、しっかりと今後はしていかなければならないですよというものが、今回の見直しにおいて出ているわけなので、本当に何に波及する。例えば、どこかの国の下部の機関が発行しているパンフレットによるとか、厚岸町が別に発行している何らかのパンフレットによるとかというものが全部定型約款として該当してくると言われておりますので、本当にここら辺は細部にわたっての研

究というものをしていただきたいと思います。

また、役場事務においてはファイナンス契約とか、あと、メンテナンス契約とか、厚岸町が示す契約書によらないで契約をする場合という契約書を結ぶ場合があると思うのですよね。ファイナンスリース契約とか、例えば、エレベータとか、自動ドアとかのメンテナンス契約、そういったものについてもですが、その条文の一つ一つを今度は役場側がしっかりと、その相手方から示された契約条項について、しっかりと理解をしていかなければならないといった中で、今まで以上に神経をといたような事務をしていただかなければならないと思うのですよ。ここら辺についても本当にまだまだ研究課題、また検討する課題が多いといった中では、ぜひ役場内でも、その検討を進めていただきたいと思います。

あとは、次に、意思能力制度の明文化なのですよね。

1 回目の答弁の中では、成年後見制度をしっかりと活用して推進していくのだと言うのですが、ただ、やはり成年後見制度を受ける人というのは、やはりある程度、資力のある、資力、財力がある人の活用が想定されるわけで、例えば、年金生活しか受けていないような方々のその一人一人の成年後見までも、一人の成年後見人とか、何人かの成年後見人で受け持っていけるのかといったらば、当然これは無理な問題となってくると思うのですよ。であれば、この成年後見制度によらずに、行政側の意思能力の明示化、意思能力がはっきり確認できるかどうかというものの判断をした中での、要は代理事務をやはり行うようなものが、何かしらこれはいろいろな申請事務、いろいろな証明事務、そういったものの中でも行政側がやったあげなければならぬものが増えてくるのではないのかなど。ただ単に成年後見制度で、成年後見人がやるのだよというだけでは進まないと思うのですよ。

それだけ認知症や何かで意思表示能力が欠ける人方というのは、今現在でも多いわけなのですから、以前、町営住宅の関係で、この意思能力の下がった人の善意の注意義務が欠けた場合における町側の対応はどうなのだという議論を、議会の中でさせてもらったことがあるのですけれども、やはりそういったものをしっかりと行政側がバックアップしてあげられなければ、全てのものが無効となってしまうというおそれ、本人に不利益になるのか、行政側に不利益になるのかによって、その無効の判断というものは変わるとは思うのですけれども、これについては本当に何かしらの規定が必要になってくる。ただ、今回、自治法の改正は、その関連法の中では載ってきていないのですよね。やはりここら辺は自治法の中で何かしらの改正なりがあってしかるべきだなと思うのですけれども、ここら辺も含めて民法改正において自治法会計の改正において、自治法関係の改正、これについて、現在、どのような状況が進んでいるのか、あるのかないのか、これについてお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 多岐にわたった質問でございます。

大変、法律というのは難しいものでございまして、私自体も法律家ではございませんので、お答えできる範囲内で、いろいろ自分なりに勉強した中でお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の改正民法につきましては、国においては各所にわたります。膨大な例題が出ているわけでありますが、今、まずお答えをすることは保証の問題であります。改正民法の465条に

おきましては、個人を保証人として根保証契約を締結する場合、保証の極度額の定めがなければ、その効力を生じないとしております。そこで、先ほど質問がありましたとおり、厚岸町といたしましては公営住宅の入居に当たり、連帯保証人を求める場合、極度額、上限を定める必要があります。極度額を定めなかった場合は連帯保証契約が効力を生じないことになっておるわけであります。そういう意味におきましては、質問者の言うとおりでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて、定型約款でございしますが、これは新設であります。初めてのことでありますので、このことについては副町長から答弁をさせたいと思っております。

どうかそういう意味でこれからも課題として、全課にわたる大きな課題であります。いろいろと検討させていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 町長から申し上げました極度額の部分について、もう少しお答えをさせていただきますと、質問者おっしゃるとおり、極度額の上限どのように定めるべきかという問題でございます。これは改正民法の中では、実際には規定はされておられません。ですから、今後、各自治体において相当と認められる極度額、設定する必要があります。これを条例に定めるのか。また、法律のほうで別途定められて、それぞれの条例で定めることとされるのか。今現在、まだ分かりません。ですから、それらの状況、30年の間にいろいろと調べさせていただいて、どのような定め方があるのか。また、条例の改正が必要であればそのような手続を行っていきたいと考えております。

次に、定型約款の関係でありますけれども、これも恐らく影響が及ぶとすれば水道料金であるとか、また、公営住宅、入退去の部分も入ってくるかと思っております。さらには、補助金の交付、これにも係わってくるのではないかと。またさらには、実費請求形式の情報公開請求等の写しの交付と、さらには、議員おっしゃられましたとおり、入札行為等において自治体、またはその相手方が準備をした標準契約約款、これらも影響がしてくるであろうと。いずれにしても、これもまだそれぞれの専門家がいろいろなところで文献であるとか、または、ネット上で出していることにすぎません。これらについても十分に情報を集めて厚岸町としてどのような形で行っていけばいいのか。また、条例改正等、さらには、条例、規則、要綱、これらの改正が必要になると思っておりますので、もれないように取り進めていきたいと考えております。

これら議員が心配されたとおり、やはり必要な部分についての住民周知というものも必要になってくると思っておりますので、できる限り早くに、原則32年4月1日からの施行になりますから、となれば、半年または3カ月、内容によってはやはり半年の周知期間も必要だろうと考えますので、できる限り早目早目の対応で、きちっとしたお示しをさせていただきたいと考えております。なお、最後の意思表示の部分については、総務課長のほうから答弁をさせます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 重度の認知症患者などの意思能力の問題であります。これは従来から裁判所では、その契約は無効という前提といいますか、そういうようなことになっておりました、これが民法に明文化をされたらと、そのように理解しておりますので、今まで以上に、その民法を意識した契約をさせていただく必要があるかなと思っております、ただ、それに伴う成年後見の利用ということで答弁をしているわけですが、それを取り巻く環境の充実については、また今後改めて検討する必要があるとは思いますが、実務的には今までどおり、意思能力がないと疑われるような場合について、きちっと対応を図っていくべきと、そのようなことで考えておりますので、今のところは具体的にそれを補佐する支援とか、そういうことはまだ国とかは出てきておりません。町としても国の動向を見ながら、その対応を図らなければならないなど、そのような考えでいる状況でございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 意思能力については、どうもいまいち、本来は既に法令の中では、本当に無効といったものが今回、今まで無効だったものを民法の中で明文化しただけだとはいうのですけれども、やはり今まで明文化されているかされていないかによって大分変わってくると思うのですよ。やはり今回、明文化されたことによって、その場合における対処がやはり求められてくると思うのですよね。1回1回法廷の中で、これについては無効だったのだ、有効になったのだという訴訟関係を起こすまでもなく、今回明文化されたということは、それに対しての対応をやはりしていかなければならないといった中では、これは厚岸町だけではない、本当に全自治体に言えることなので、やはりここら辺については、少し自治省なりを動かすような形の中でも自治法の規定が、しっかりしていただかなければならないのではと思います。

それで、そのほかの部分といった中では本当にたくさんあるのですよね。例えば、そのほかにも該当するのではないのかなというものは、生命身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間の督促、今まで10年だったものが、今度20年に変わるといった中では、例えば、文書の保存年限が10年でよかったものが、20年もたなければならないという場合だって想定されるのではないのかなと思います。また、この主な改正事項の中では、瑕疵担保についての規定が法律用語も変わって瑕疵担保が、たしか、契約不適合とかというような法律用語に変わるのでありますが、契約の内容に適合しないものという瑕疵担保が、隠れた瑕疵が変わるのでありますが、やはりそういったものも、例えば、建設工事の契約の中で、今までは1年なり2年という瑕疵担保期間があったのでしょけれども、今度は分かった時点からのものになると。しかも、たしか、この中では、その場合の請求権が売り主側というか、契約の相手方にもずっと効力が生じるといった中では、今までの契約関係でいいのかどうかというものもやはり出てくると思うのですよ。やはりそういうものがいろいろと考えられます。ぜひ厚岸町において答弁にもありましたとおり、事務に遺漏のないようにしていただきたい。

要は何を言いたいかというと、本当に今回の改正が非常に大変なものであると。各課に及ぶものである以上、本当に該当する課だけで分かればいいのだという問題ではないのだよと、全職員に意識として持っていただきたいと思うのですよ。これだけの改正であれば、町民だっているいろいろな混乱が出てきます。何らかの相談等も町の職員などにもすることもあ

と思うのですよ。そういった中で、できるだけ正しい方向性が、町民、ただ聞かれたときに、いや、それは私の部署ではないから分かりませんよとはならない。やはりしっかりとした相手方との信頼を醸成していく中では、しっかりとしたある程度の回答が、全職員にもできるぐらいのものを求めていかなければならない。そのために法制の研修というものは、当然、職員はある程度はされてきているはずですから、やはりそういったものの中で、より一層これについては全職員が意識を持っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、六、七分しかないといった中で2点目に入らせていただきます。中小企業振興基本条例であります。

条例ができていることを知って、そして、今まで、いや、厚岸町って今まで何してきたのだとよく聞かれるのですよ。この中では、例えば、第1項目の中では、レタスのハウス水耕栽培事業や民宿の経営事業、隣地残材等に活用とか、次の法についても機械化工程の導入とか、そういったものを行っている。では、これを中小企業振興条例でやってきたものを、やはりアピールする場が足りなかったのではないと思うのですよ。厚岸町で中小企業振興条例というのがある、今までにこういうものを行っているのですよ。ですから、これから何か新規のものをやりたいとか、こういう改善をしていきたいのだといったときに、何かしらの例示、例題といったものの中で、その明示されているものを見ながら、では、これであれば私もできるのではないの。これであればできるなという考えに及ぶと思うのですよ。今、何が問題なのかなといろいろと考えてしまうときに、どうしても商工会が、この申請窓口の受付窓口にもなっていると思うのですよ。

ただ、やはりこの中小企業振興は商工会がやるものではない。あくまでも厚岸町が中小企業振興をやっていかなければならないという中では、商工会はあくまでも経営改善指導が第一の団体ですから、ましてや会員を集めている中においては、その対象の相手方が、まずは会員のほうに向けられていた中では、例えば、新規の着業とか、そういったものの商工会があまり機能できないのではないかなと思うわけなのですよ。といった中では、やはりもっと厚岸町が主体となってやっていただかなければならないと思うのですよ。ここら辺の問題点について、どのように思っているのかをお聞きしたいと思います。

また、ほかにもいろいろあるのですけれども、今、ちんと鳴ったので、今回の質問で終わらすようにはしたいと思うので、もう1点だけ質問をさせていただきたいのが、経済産業省においては、地域未来投資促進法ができております。これは何かというと地域が自立的に発展してくため、地域の強みを生かしながら将来、成長が期待できる分野での需要の域内に取り組むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目指すということでの事業ですけれども、これは地方公共団体が国のほうに、国に示した基本方針に基づいて基本計画を策定して国のほうに同意を求めるものなのですけれども、これを受けてのさまざまな振興施策が、補助金なり投資といったものの中でもいろいろと優遇処置がとられるようになるのですけれども、例えば、税制による支援措置の中では、3年間、固定資産税の減額した分の75%を国のほうで、減収、補填するというものが、これをやることによって受けることができる。残り25%を町村側の3年間だけを負担すれば、実質固定資産投資にかかわる固定資産税がゼロでできるという、結構これはいい

制度だなど私だと思っておりますけれども、この地域未来投資促進法に係る基本計画の提出を厚岸町では考えているのか。ぜひ考えてまだ検討していないというのであれば、検討した中で早急に国のほうに提出いただいて、経済産業省でいろいろと計画している優遇措置を受けられるような体制をとっていただきたいと思いますというのです。やはりそういったものも含めて中小企業振興基本条例の中で、どんどんどんどんアピールして厚岸町の活性化につなげていただきたいと思いますというのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） まず、今まで基本条例に基づいて行ってきたこと、これについては、事業所については商工会がやはり会員を抱えていますので、ストレートにそこに情報が伝わるということでもいろいろなお便りだとか、通信誌だとか、そういうものでは伝わっている。ただ、一般町民には、それは伝えていない部分はあったかもしれません。ただ、新しい産業に取り組む部分についても、広報で3回ほど最後の参加の助成を受けるために広報もしています。こういう事例もということで。事例も出してはいるのですけれども、全てに行き渡っていない部分はあったかもしれません。でも、確実に、その事業は推進されていると考えております。それから、やはりこれからは自流につかむ制度を、やはり施策を展開していく必要があるのだろうなと思います。それと、経済を刺激して、やる気を支援するというスタンスは持ちつつやっていきたいと思っております。

最後に、先ほどおっしゃられた新しい法律に基づく件ですけれども、これについては北海道の経済産業局とも相談を始めています。厚岸町長と北海道知事が連名で経産省に、その基本計画を出すことになっていきますので、厚岸町においては食料品の製造関連分野、それから、観光関連分野、ものづくり関連分野、卸売小売り業関連分野、この部分が適当であろうということで経済産業局の調整がほとんど出ています。ですから、30年度から取り組めるように。それと30年度中の議会において税制の優遇措置を、町の条例で提出できるように準備を進めたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、堀議員の一般質問を終わります。

次に、11番、中川議員の一般質問を行います。

11番、中川議員。

●中川議員 私は、第1回定例会に当たりまして通告しておりました2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、避難場所についてであります。

報道によれば北海道太平洋側千島海溝沿いで30年以内に巨大津波を伴うマグニチュード8.8以上の巨大津波が想定されるということでありますが、町内の各避難場所は、これに対応できるのかでございます。

2点目といたしまして、防犯カメラの設置についてであります。

防犯カメラは犯罪の発生をおさえることにも有効であると考えますが、町民の安全を

確保し、道内外の観光客に対しましても安全・安心な町であることをPRする狙いで、町による積極的な設置を進めることができないのか。

2点の質問でございます。よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 11番、中川議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の避難場所について。報道によれば、北海道太平洋側の千島海溝沿いで、30年以内に巨大津波を伴うマグニチュード8.8以上の巨大地震が想定されるということだが、町内の各避難場所はこれに対応できるのかについてであります。町が平成25年3月に作成した津波ハザードマップは、東日本大震災を受け北海道太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直したもので、太平洋沖でマグニチュード9.1の巨大地震が起きた場合、太平洋沿岸に最大で30メートルを超える津波が押し寄せる想定で、避難場所は、この想定に基づき浸水しない場所に見直したのですが、このたびのマグニチュード8.8以上の巨大地震を上回る規模の想定であることから、町内の各避難場所は、これに対応できるものと考えております。

2点目の防犯カメラ設置について、町民の安全を確保し、道内外の観光客に対して安全・安心な町であることをPRする狙いで、積極的な設置を進めることはできないのかについてであります。防犯カメラについては、ご質問にあるように、犯罪の未然防止や解決など安全・安心の確保に役立つと考えられる一方で、人の容姿等を撮影し、記録するものであるため、その必要性を認めながらも個人情報保護やプライバシー保護の観点と対峙するという課題を抱えているため、一概に安全・安心を観光客にPRするようなことにはならないものと考えます。

防犯カメラの設置については、前段にも申し上げた個人情報保護などの観点から、設置の目的、撮影の範囲、管理及び運営の体制、画像の適正管理など、慎重かつ十分な検討をする必要があること。また、設置の効果を得るためには映像を常時監視し、異変があった際に、すぐに対応できる体制が必要になることから、現段階においては、町で設置することは困難であると考えております。町民の皆さんが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため地域や警察関係機関などと連携を密にし、引き続き、速やかな情報提供やパトロールによる取り決めを行っていきたくて考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 質問させていただきます。

先ほど、8番議員のほうからも質問が出ておりましたように、東日本大震災、津波が来ましてから3月11日で7年だそうですけども、これは皆さんがそれぞれ初めてぐらい、私の経験では、地震、津波によりまして、今の福祉センターまで波が上がった記憶がありますが、それ以来で本当に町民の皆さんも大変だったのだろうなど、このように思っているわけですし、心配をしてくております。そして、この東日本震災の後、ちょうど私が総産の委員長をさせていただきまして、町民の要望や自治会の要望等々、この議会なり理事者の協力を得ながら、その高さ、今、ここにも出ておりますけれども、高

さの想定で上げていただきました。上げるというのは分かりますね。高くしてもらって皆さん安心したのではないかな、このように思うのでありますが、ここにも新聞の切り抜きコピーして持っていますけれども、去年の12月20日に報道をされておりまして、皆さん非常に今年に入りまして心配しているわけでありまして、私に質問されましても私も分かる範囲では皆さんにお伝えしておったのですけれども、何せ勉強不足というか、それでちょっと分からないところがありまして、今回、質問させていただいたわけでございます。

今、町長の答弁をいただきますと、間違いのないのだということで皆さんに報告すれば、町民もほっとするのであろうと、このように思っているわけですが、その際に、町民から私もよく聞くのですけれども、今、それぞれ避難場所に、テントによって、頭を隠すと言ったら言い方悪いのですけれども、隠してしまっていて、そして、その石油ストーブ、あるいはその油、以前は厚岸中学校のほうに保管されておりましたが、その後、今、少年自然の家の厚岸町の施設のほうに保管しているのだと思っておりましてけれども、その話を聞きますと、これはもう津波ですから、もう平らなところは水があると思いますけれども、これをどういうふうにして運ぶのだといいましたら、ヘリコプターでその少年の自然の家の町地からその場所に運ぶのだと。そして、その頭を隠すのはテントで、だからどこにでもありますよね、高いところに。それをやるのだと。これが非常に町民が心配しているのです。まだ慣れないのかな。やはり屋根つきの建物で施設がほしいのだと。そして、いつ来るか分からないので、たきものというか油に代わるものを、1週間も10日もかかるわけでないでしょうから、薪でいいからそばに積んでもらって、そして、その暖をとりたいと、そういう話をよくあるのですけれども、ですから、どうしてもテントで頭を隠す。石油ストーブ、ポットストーブを置くのだということですが、やはり町民が不安ですし、それで先ほども、いつもこれ町長が言われることなのですけれども、そういうときは、先ほども答弁されていましたが、職員はもちろん一生懸命やるのだけれども、自治会の役員とか町民にも協力していただきたいと、こう言われておりますし、そしてまた、先ほど、南谷議員のほうからも質問されておりましてけれども、今、何年に1回か自衛隊だとか、それから、海上保安部だとか、警察とか大型な避難訓練しますよね。あの際に、これは私の、町民の要望というか考え方なのですけれども、今、愛冠に置いている石油ストーブなり燃料を皆さんが、理事者が説明するようにヘリコプターで積んできて、そして、その現場みんなの前に下ろしたとか、そのテントを自治会の役員さんの協力を得ながら見せるとか、そういうことできないのでしょうかと思いますが、これまずいかがですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 今のご質問は、各避難場所において暖をとるためのご意見とお伺いをさせていただきました。その中で、少年自然の家から震災発生後に、ヘリコプターで運ぶのだとお聞きしているけれども、どうなのだというところでよろしいですね。

多分、このようなことになっております。少年自然の家は油ではなくて、備蓄食料を保管している。油ではなく備蓄食料を保管しており、油については、各避難場所にある

倉庫に石油ストーブを配置しております、そこに灯油缶を、若干でありますけれども、一緒に保管をしているということで、震災後、直ちに避難場所において暖をとることが可能としているのが現状であります。また、いろいろ避難訓練において、その現場においてテントを張って暖をとっていただくと、そういう訓練もさせていただいているということでありますので、ヘリコプターでというお話がありましたけれども、それは灯油ではないですね。灯油はもう既に各避難場所の倉庫にあるとご理解をいただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 総務課長が私に、今、言いました、テントを実際に訓練の際に広げて、こうやるのだよということをもうやっていると言っていますね。それ、私、初めて聞き、初めて見るものですから質問させてもらったのですけれども。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 今後そういった訓練は継続していく必要があると思うのですが、先進的に梅香地区にご協力をいただいて、梅香地区で行わせていただいたというのがこれまでは現状でございます。全ての場所においてテントを張った訓練はまだ終わっていない。まずは先進的に梅香地区から始めさせていただいたという現状となっております。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 いや、したから、私、分からないのですよね。私が言うには、第二埠頭が今まで使っていましたけれども、衛生的な市場までどんどん建物が建ってきていますから、今度どこでやるか、それは場所も変わるでしょうけれども、したから、今、私が言うに、あそこは皆さん来ていますよと、町民の皆さんが。梅香町と言わず我々も行きますし、そこで実際にやったらどうですかと言うんです。梅香町がすることは分かるかもしれないけれども、ほかの人は分からないわけでしょう。したから、関心のある人が結構来ていますよ。じいさんもばあさんもたくさん来ていますよ。皆さん行っているから分かるでしょうが。そこで、油は各所に置いていると言いますから、それを私も考え方が違ったかもしれないけれども、テントでしたら自治会の皆さんにも協力願いたいと、よく町長が言われていますから、これは職員の皆さんはともかくとして、町民の皆さんにも協力願うのには、多くの人に見てもらったり、広げ方も覚えてもらってもいいのではないですか。それ梅香町だけだから、そうしたらどうやってそれ広げていくのですか。梅香町がみんな歩くのですか。こうやってやるのだよと歩くのですか。だから私も分からないのですよ。だからそういう大きなときにたくさんの方が集まってくるわけでしょう。皆さんと行っているの分かっているでしょう。だからそこで広げてみたらどうでしょうか。私の質問おかしいかな。

梅香町だけやったら、それは我々分からないでしょう。みんな分かるかな。そういう機会を捉えてやったらいかがですかというのが私の考え方なのです。それ何、首を振っているけど、やらないということですか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今のご質問についてお答えをさせていただきますが、これまで、今年度はちょっとそういった総合的な訓練、行うことができませんでしたけれども、昨年、一昨年は太田活性化施設を利用させてもらって第二次避難的な訓練を関係機関も含めてさせていただいたと。その前は第二埠頭で総合的な訓練を行わせていただいております。これは数年来、かなりの年数で実施をさせていただいたと。その中の訓練には、テントがいつも張らさっているかと思えます。第二埠頭で行っている訓練、さらには太田活性化施設で行った訓練。このテントの張ることについては、訓練の一つとして行っているということ。ただ、そこに一般の町民の人たちが入っていただいて、参加をいただいているということにはなっていない現状にあるということなのです。それぞれの松葉地区集会所の倉庫にもテントは置いてあります。

これは町として町民の皆さんに避難訓練に参加をしてください。その中で自治会、自主防災組織を持っている自治会に対して協力をお願いいたします。その中で自治会の主体性を持った中で訓練をしていただく。その中でテントを広げての訓練もしていただければ、町としてはそれを呼びかけてこれまでも来ていると。ですから、それぞれの自治会の取り組みの中でそういったことを行っていただきたいというのが町としての考え方でございます。ですから、今まで梅香だけを限定的にやったということではなくて、これも梅香の自主防災組織の中で役員の方々が、そういった取り組みをしなければならないといった中でテントを広げて、さらには、車椅子を使用しての訓練を行ったり、これはあくまでも自主性の中で行っていただいているということなのです。そのほかにも厚岸町としては自治会のほうに協力をお願いして災害図上訓練であるとか、または、さまざまな演習をいろいろな自治会で行っていただいているということですから、それぞれ自主防災組織をつくっている自治会においては、そういった中で訓練のある日に協力をいただいて、そういった取り組みを行っていただきたいと考えているのです。

ですから、あくまでもそこだけ、ここだけとかいう町が指定をして行っているというものではないということなのです。ですから、そこは自治会のほうにも議員のほうから呼びかけていただいて、そういった取り組みを行ってはいかがかということをごひやっただきたいと私は思っています。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今の一つ目の避難場所については、そうしたらあれだろうか。議員の皆さん、今の議員さんと大した変わっていないのだけれども、厚岸中学校に行ったときの石油ストーブと、あの脇にあったあれ油でなかったですか。3階のどこかにありましたね。私、確認できましたよね。あれポリに入って何ぼか積んでいなかったですかね。あれ食

料ですかね。私はそう見たものですから、今、少年自然の家の町有地にあると思っていますから。そして、当時聞いたらヘリコプターで運ぶのですよ。下はあの海ですから、津波ですから、そうやって運ぶのですよという報告ありましたよ。これは副町長、笑っていますけれども、桜通りの避難場所をつくる時に、ちょうど私がさっきも言いましたけれども、私が総産の委員長で、あのとき総務課長来なかったかな。あのときの説明がそうでしたよ。そうでなかったですかね、皆さんね。したから、私も一緒に中学校にあれ保管しているの、私、後だと思っていたけれども、油でなかったですか。石油ストーブの横に、3階かな。あそこにあったの、あれ食料でしたかね。私は水ではないから水系だから、その少年の自然の家のときの町の施設に、私、今、少年自然のところに預かっているのでしょう。持っているのでしょう、それ。それ移すからと言っていましたから、そのときにあれ油でなかったですかね。私の見方あれですかね。このところにポリに入っているのですよね。私の見方ですから、こんな公式の場所で言うのもちょっとあれでしたけれども。そうですか。私のあれですね。

これどうするのだと、私、中学校で聞いたら、いやいや、ヘリコプターで運ぶのですよということであったものですから、それは間違いのないですねということでも再確認の意味でも質問しているのですよ。答弁もらえたら。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 以前、議員が総産の委員長のときに、恐らく東日本大震災前のことだと思います。東日本大震災があって、当時は厚岸中学校を津波の避難場所としておりました。その後、北海道からのマグニチュード9.0、要はいわゆる東日本大震災並みの地震が起きた場合に、津波の想定が町長の1回目であったとおり、場所にもよりますけれども、高いところで30メートル以上の津波の想定がされると。それによって、そういった津波があった場合に、建物を最初の避難場所として指定するのはまずいだろうということで、桜通の頂上、さらには、その上ということで今現在、避難場所を指定し、階段を整備して、さらには、小屋を整備してということにしております。当時、厚岸中学校には備蓄品、備蓄食料であるとか、水であるとか、これらを一定量、湖南地区の基地として整備をしておりました。その中には、テントも整備をしていたかというふうに記憶をしております。まず最初に、あそこの厚岸中学校の3階か4階に、空き教室を利用して、そこにいろいろなものを備蓄したと。その後、備蓄の量が多いということで教室を変えて、さらに備蓄を重ねて備蓄をしたということなのですが、結果として今現在は施設を津波の避難場所にするのはまずいだろうということで、今、議員おっしゃられたとおり、少年自然の家の横にある森林センター、こちらのほうに、今、いろいろなものを備蓄をさせていただいているということなのです。

いずれにしても当時、油まであったかどうかというのは、大変申しわけありません。今、私の中に記憶はございませんけれども、その際にヘリコプターで運ぶのだというのは町で所有しているヘリコプターはございませんので、当然、どこかの機関に協力をもらって、それでヘリコプターで運ぶと。最終的にはそういうこともあるかもわかりません。ただし、津波というものは一時的に高くは来ますけれども、一旦引けます。その際

に、今、森林センターにある備蓄をそれぞれの避難場所に移動をするのだということですよ。今、考えている町としての運営というのは、そういうようなことで考えているとご理解いただければと思います。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、副町長が答弁してくれたから、当時は総務課長だったから詳しく記憶もあると思うのですが、あそここのとき、私が当時、委員長でしたから、ここにこれがあるの、これどうやって運ぶのですかと言ったら、ちょっとくどいようですが、下は海ですから、車も通らないからヘリコプターだよ。したから、町にヘリコプター所有していないでしょう、今、あなたが言うように。だから、自衛隊か何かをお願いしなければなりません。あっそうするのだなと、今でも考え持っていましたよ。そうしたら、今、津波が引けて二日か三日後にと、こう言いますから、それならそれであればですけども、では、その間は、石油ストーブなり油なんかはテントと一緒に保管していると言うから、その石油ストーブ、ポットストーブだけを持っていけば暖とれますよね。それもちょっと町民はまだ慣れないせいなのでしょうけれども、そのテントでは不安だ。高さは、今、町長からの1回目の答弁でもありましたから、私もこれ安心して町民の皆さんにPRできますけれども、これらがちょっとですね。

それからもう1点、私もこの3月11日で7年たつと言うのですが、これ南谷議員も言っていましたけれども、3月の第1回議会の開会中の3時休みだったのですよ。3時休みに起きたので、そこですぐ中止しまして、皆さん帰りましたけれども、それからちよろちよろちよろちよろ津波が、私もすぐ海のそばで御飯茶わんの船を管理しながらやっていたのです。ちよろちよろちよろ来ていましたから、うちのすぐ近くの松葉町の集会所に行きました。そうしたらびっちり車なのです。車、そうしたらあれどう。昔、我々子どものころというか、あのときは車だめですよと言って、避難するときは歩いていくのだよと、これまた教え方が違うと思うのですが、

それから私は松葉町の集会所のほうに行きましたけれども、これも少年自然の家へ上がっていくところがすごかったらしいですね。これ随分、町民に言われますけれども、本当はずっと上がればいいのだけれども、波が来るからと見ながら上っていくのだと。聞いていませんですかね。もうすごいのです。ですから、ああいう指導を、指導といたってそうですよね。町民だって、理事者だってみんな命を持っていますからね。町民も大事ですけども、自分の命も大事ですからね。だからどういう指導するのかちょっとあれなのですけれども、自分だって逃げなければなりませんよ。何ぼやはり職員でもね。したから、そういう場合、どういうふうに、ついていくわけにいかないでしょう。そんなことしたら自分の命もなくなってしまうですよ。だから、それどういうふうに。

そして、随分言われます。反省の意味でも。つーと上がってくればいいのですけれども、はい、来るかな、来るかな。波、見えますから、詰まって詰まってどうしようもなかったと言いますが、松葉町集会所も大変なのです。私が体一つで入れましたけれども、入られないのですよ。あれよく言われるように車椅子だとか、誰かにおぶってもらって逃げる人だったり、あれどうしたらいいのですかね。これも何か

東日本の反省のときによく言われますけれども、これ役場の職員だって町民のために犠牲になることもないのではないか。だから、言い方悪いですけども、そう言いながら言っていましたけれども、これどういう指導すればいいのですかね、我々も。入られませんかよ、松葉町集会所も。それから少年自然の家がそういうあれですよ。このやり方だけでもまず教えてください。考え方。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 基本的に町から町民の皆さんに呼びかけているのは、あくまでも避難はできれば徒歩で、徒歩が基本ということはこれまでも申し上げさせていただいております。ただ、どうしても車で避難しなければならない方というのは当然いるのであろうと思います。

あの当時、7年前の東日本大震災のときには、3月11日ということで、まだ季節的にもこちらのほうは冬ですので寒い地域でもあったということもあって多くの方が車で避難をされた。議員おっしゃられるとおり、あやめ橋については車で避難される方が多過ぎて、あそこが渋滞をして全く身動きがとれない状態。さらには、跨線橋から上ってこられる方々も車の間を通過してコンクリエのほうに避難をされたというような状況です。さらには、少年自然の家のほうに避難をされる方については、車で避難されるのも含めて、さらには、津波の状況が気になって、そこで車を止めてしまって後ろに渋滞があったという状況は聞いております。これはあくまでも、やはり一部の必要な方を除いて徒歩で避難をしていただくということについては、呼びかけをこれからも行っていくしかないのかなというふうに思っております。

これはただ、またその東日本大震災時には、逆に徒歩で避難されるよりも車で避難された方が多くの犠牲者が出たという教訓もございます。逆に車が渋滞になって、そこに津波が押し寄せて相当数の方が亡くなれたというような教訓もございますので、そういったことも含めて、これは町民の方々に呼びかけて根気強く呼びかけていくしかないのかなというふうに手だてとしては、そのように考えております。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 避難場所について質問していますけれども、理事者の皆さんに言わせたら、随分、中川、執念深いと言われるかもしれませんが、私、前から何回もこの役場を避難場所にしようかと叫んでいたのですけれども、うんと言ってくれないのですね。それで、この庁舎をつくったのは大手の業者でしたけれども、自分のこの町内の大手の社長たちに、私、ぶつけてみたのですよね。厚岸に、私、こうやって海のそばだし、避難場所に、それは1階や2階は何かで流れもので壊れたり何だりするかもしれないのだけれども、3階の議事堂だとか何かを、それこそ毛布や何やら保管しているはずだから、私、質問するのだけれども、理事者側は認めてくれないのだけれどもと言ったら、いやいや、中川さんよ、厚岸一の施設だべよ、厚岸の役場。そのかわり俺が言ったと言うなよと言うから、私、その社長の名前を言いませんけれども、厚岸、役場を抜かしたら、

どこに施設、立派なものがあるのだ。あんたの言うとおりに、1階2階流れもので町の冷蔵庫なんかあるし、いろいろなものも流れてきて2階まではだめになるだろうけれども、近くの人、助かるだろう。私はそう言っているのですけれどもと言ったら、厚岸一番の建物でねえかと。

その証拠に、私、3回奥尻に行かせてもらいました。最後は、その総産の委員長時代に行きましたけれども、皆さん行った人いるかな。もう高台というか青苗地区はもう全滅ですけれども、すごく道路高くなりまして、わざわざ造っているのですよ、岸壁、市場上に。皆さん行って分かっていると思うのですけれども。私はここを奥尻のすぐ海でしようが、これ。そういうものにも利用できるのではないかなと思うから、私は執念深く言っているのですけれども、なかなか認めてくれない。あっそうか、車で逃げればな、車で逃げればここ何も関係ねえもんなど。今、副町長、答弁してもらえるように、車で逆に詰まって被害が多くなると言っていますから。だから歩いてここも使ったらいいのではないのかなと思うから、それ以上、私、言いませんけれども、そういうこともありました。それで一応、私も分かりましたし、理事者の考え方も分かりました。

それから、2点目の防犯カメラなのですよ。私もこの年まで生かしてもらっている経験していますけれども、若狭町長が公約で住んでよかった町、住みたくなる町。三つあるのですけれども、もう一つ忘れてしまったのですけれども、三つあるのですよね。私、町長、そのとおりだと思っているのですよ。もう本当に事件もないし、私、今、77年生かしてもらって、物騒な話ですけれども、3件しか殺人事件はありませんし、本当にいい町だなと思っています。でも、私、皆さんも記憶あると思うのですけれども、旭川の近辺、砂川と言いましたっけ。若い青年が夜中に車でレースみたくして走って歩いて、そして、家族を乗せた車がそれに巻き込まれて、そして家族が30メートルか40メートル、引きずられて死んだのですね。それから、12月かな、その前かな。これ札幌ですけれども、高層市営住宅の道路を女の人が歩いていて、これも殺された。大きく事件が出ていましたね。そうしたらやはりこの防犯カメラのおかげで、車の関係もちょっと時間かかっているみたいですが、防犯カメラに映って逮捕された。逮捕されたといったら死んだ家族は、その本人は帰ってきませんから、どうしてもあれでしょうけれども、それから、内地でしたか。ちょっと私、忘れましたが、小学校3年生か4年生の女の子が、学校の行きかな、帰りかな。川のふちに殺されて投げられた。今、物騒の時代なのですよ。厚岸はものすごくいいですよ。

町長の公約にもあったように、本当に自慢できる町なのですから、やはりこれはいいことだと思うのですけれども、厚岸の行事があると、カキまつりだ何だというと、延べ人数ですけれども、3万人来たとか、4万人来たとかすごく人数も集まってくれるようで、これはうれしいことなのですから、やはりそういう注意もしなければならぬのかな、中にこういうふうに書いていますけれども、やはり人権もあれだからなかなかできねえのだ。そうなのかなと思っていますけれども、私があまりにも簡単に考えるから、そうなのか。ああこれ厚岸、本当にいい町なのだけれども、そういう注意をする意味で、こういうの多くの人が出入る箇所にでもつけたらいいのかなと思っていますけれども、難しいような人権がどうの、今後、警察と一緒に注意を払いながらやりますから、そういうの要りません。それならそれでいいのですけれども。

ただ、私、強く思ったのは、今から何年前ですかね。担当課に聞きましたら、子野日公園のトイレが随分トイレトペーパーが盗まれると。それでトイレの脇に張り紙で、防犯カメラ設置してありますと書いたら、それでなくなったという話を聞いているのですよ。これも一つの防犯カメラの設置の意味、本当につけているのといったら、つけていないのだそうですけれども、ただ、トイレの脇に張り紙したのだそうです。これ何年前でしたっけね。私、今、質問しながら考えているのです。昔のことはすかーっと覚えるのですけれども、これだけ抜けているのですね。

今日は、これも一つ要望の意味でも必要でないかなと思ったりして、この2点目の質問で、一番意を強くして質問したところなのですけれども、そうしたらそう簡単でないのですね。予算もかかるのでしょけれども、人権がどうのと書いていますから、簡単に考えていましたけれども、そういう面でも役立って張り紙だけでもして盗難もなくなったという話を聞いたことあるものですから、これ何年前か思い出しても思い出せないのですけれども、昔のことは大概、すかーっと覚えているのですけれども、まだ若いのですか。これ抜けてしまっているのですけれども。これについて再度、答弁いただけますか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 大変申しわけありません。

子野日公園の件については、私、記憶にないのですが、ご質問者言われるように、以前、たしか平成26年12月議会でも、他の議員さんから防犯カメラが必要ではないかと質問がありまして、町民課のほうとしても少しではありますけれども、その設置についていろいろ調べさせていただいたことがあります。実際には、その設置ということでは、町のほうとしては動いてはございません。ただ、分かったことは、例えば、札幌市ですと95%ぐらいのアンケートをとったらしいですね。95%ぐらいの方が防犯カメラ必要でしょうということをおられるのですが、そのうち約60%がプライバシーに配慮しなければならないという答えが出ているのと、例えば、個人の住宅に防犯カメラを設置して隣の家の玄関が映ったですとか、そういった場合にもめぐとになっている例等もございます。

議員おっしゃられているのは、もう全町的な話になるのかなということございませぬけれども、そういった場合ですと、例えば、一つの公共施設に防犯カメラを、正式な名称でいうと監視カメラになります。を、設置することと違いまして、かなり大々的なものにもなりますので、現在の町としてはそういう体制はとることが非常に難しいということもありまして、犯罪等の状況からも今の警察と協力する、防犯協会と協力する、学校等とも協力するというような体制を強化してやっていくべきではないかということで、先ほどの町長の言われた答弁のように考えてございます。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、課長から答弁もらうのが私の記憶では初めてなものですから、もう一、

二回質問させていただきます。

今、ここにもこれ、町長の答弁書にも書いていますけれども、これは、今、課長の答弁を聞くと、もちろん予算かかるでしょうけれども、予算とか関係なく、この町長の1回目の答弁に尽きるわけですね。これ予算もかかるでしょうけれども、したから、予算以上に、これらのプライバシーだとか何とかかんとかでつけられないということなのでしょうかね。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） つけられないということ、必要性がないということをお願いしているわけではなくて、それだけ慎重な検討が必要だということをお願いさせていただいております。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 防犯カメラについては、これ以上、町長からも今の町民課長からもいろいろなことで難しい、こう言われたら私のここの知識のあれで、それをまたさらに質問する能力ないものですから、分かりましたと言うだけしか、私は少しでも犯罪のない町にしていきたいな。そのためにはやはり必要でないのだろうかということなのではけれども、それ以上に、私、赤ペンで印つけましたけれども、これが問題でつけられないのだということでは私の気持ちというか、あれをしめていいのですね。それでいいわけですね。これ以上ないのですね。私がそういうふうに理解すればいいのですね。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 今段階では、こういう状況でありますということで、今後、私たちももう少し勉強をしていきたいというふうに考えてございます。

●議長（佐藤議員） 以上で、中川議員の一般質問を終わります。
休憩します。

午後 4 時45分休憩

午後 4 時46分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時46分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年3月8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員